

98-123

航盛館編輯部編纂

實用造船新規定學全

名造船者必携

大阪書肆堀田航盛館藏版

明治

38 5 29

内交

用實 造船新規程學序

一本書ハ專ラ造船者及ビ航海家ノ實用ニ供セ
ンコトヲ目的トシテ編輯シタルモノナリ故
ニ海事ニ關スル現行ノ法令規則ニシテ造船
職務ニ必要ナルモノハ普ク之ヲ網羅シテ遺
漏スル所ナシ
一本書ヲ編輯スル所ノ目的ハ前述スル所ノ如
ク專ラ造船者ノ實用ニ供スルニ在リ隨テ讀
者諸君ノ便ヲ旨トシ總平假名附解シ易ラシ

一ノ期シ掲載スル所ノ法令ハ明治二十
 九年以降卅八年五月マデニ發布セラレタル
 現行ノモノニカ、レリ其改正ニ係ルモノハ
 總テ原文ニ就而訂正ヲ加ヘタルモノナリ聊
 カ卷首ニ書シテ之ヲ序トナス

明治三十八年五月

堀田金吾識

目録 造船規程學目次

造船規程	五
第一編 船體	五
第一章 總則	五
第二章 材料試驗	一九
第三章 龍骨、船首材及ひ船尾骨材	二二
第四章 正肋材	二四
第五章 肋板	一五
第六章 副肋材	一七
第七章 中心線内龍骨	二〇
第八章 彎曲部内龍骨及ひ翼内龍骨	二三
第九章 各内龍骨及ひ艙内縦通材の接合法等	二六
第十章 梁	二八
第十一章 梁の配置	三二

第十二章	艙内縦通材の配置	三五
第十三章	特設肋骨	三八
第十四章	深式肋骨	四四
第十五章	梁柱	四六
第十六章	梁上側板	四九
第十七章	梁上帶板	五二
第十八章	船首肘板、船尾肘板及び船首防撓構造	五三
第十九章	外板	五四
第二十章	覆板及び填板	五九
第二十一章	鉸釘	六六
第二十二章	支水隔壁	六八
第二十三章	甲板	七二
第二十四章	二重底及び水艙	七八
第二十五章	區畫式二重底	八〇
第二十六章	肋骨上に縦通桁板を用ゐて構造したる二重底	八五

第二十七章	内張板	八八
第二十八章	車軸隧道	八八
第二十九章	船首樓、船尾樓及び船橋樓	八九
第三十章	低船首樓及び低船尾樓	九三
第三十一章	過當比例の船舶	九七
第一節 總則		九七
第二節	深の十一倍を超え十二倍以下の長を有する船舶	九九
第三節	深の十二倍を超え十三倍以下の長を有する船舶	一〇四
第四節	深の十三倍を超え十四倍以下の長を有する船舶	一〇八
第五節	深の十四倍を超え十五倍以下の長を有する船舶	一一三
第六節	深の十五倍を超え十六倍以下の長を有する船舶	一一七
第三十二章	艙口、機關室口其他甲板上の諸口	一二一
第三十三章	載貨門及び載炭門	一二六
第三十四章	排水装置	一二七
第三十五章	舵	一三一

第三十六章	橋、帆架、斜橋及び索具等	一三四
第二編	機關	一三七
第一章	總則	一三七
第二章	材料試驗	一三八
第三章	汽機	一四一
第四章	汽鐘	一四九
第五章	瓣、嘴子及び管	一六四
第六章	補助汽機及び補助汽鐘	一六八
附則		一六八
造船獎勵法		一六九
造船獎勵法施行細則		一七一

次終

實用造船新規程學

(一名造船者心携)

船長 堀田金吾編纂



第一編 船體

第一章 總則

第一條 此の規程に於て鐵船と稱するは外板に鐵を用ゐる船骨に鐵若は鋼を用ゐるものを謂ひ鋼船と稱するは外板に鋼を用ゐる船骨に鋼若は鐵を用ゐるものを謂ふ

第二條 此の規程に於ては最上甲板を上甲板第二層の甲板を第二甲板、第三層の甲板を

第三甲板と謂ひ以下之に準す

第三條 此の規程に於て重甲板船と稱するは其の上甲板下に隨意に重量の貨物を積載し得へき船舶を謂ふ但三層重甲板船と稱するは第二甲板梁の上面迄の深十七呎以上にして二層以上の甲板及び艙梁若は之に代用すへき特設肋骨又は深式肋骨を有するものを謂ふ

輕甲板船と稱するは二層以上の甲板を有し其の構造重甲板船に比し稍輕裝にして其の第二甲板上には重量の貨物を積載するに適應せる船舶を謂ふ但三層輕甲板船と稱するは第二甲板梁の上面迄の深七十呎以上にして二層以上の甲板及び艙梁若は之に代用すへき特設肋骨又は深式肋骨を有するものを謂ふ

重甲板船と稱するは二層以上の甲板を有し其の構造輕甲板船に比し尙輕裝にして其の第二甲板上には極めて輕量の貨物を積載し其の上甲板上には操舵室、海圖室等を除くの外船室を設置するに適應せる船舶を謂ふ

重甲板船の上甲板を重甲板、輕甲板船の上甲板を輕甲板、覆甲板船の上甲板を覆甲板

と謂ふ

第四條 此の規程に於て船の長と稱するは重甲板船に於ては重甲板梁上にて、輕甲板船に於ては輕甲板梁上にて、覆甲板船に於ては第二甲板梁上にて船首材の後面より單螺旋汽船なるときは舵柱の前面迄、雙螺旋汽船、外車汽船及び帆船なるときは船尾材の前面迄の水平距離を謂ふ但上部彎曲の船首材を備ふる船舶に於ては該材下部の後面に沿ふて眞直に延長したる線と甲板梁の上面線との交叉點より測りたる水平距離を謂ふ幅と稱するは船體の最廣部に於ける肋骨の外面より外面迄の距離を謂ふ

第五條 此の規程に於て第一數と稱するは重甲板船に於ては深と幅の二分の一との和に龍骨上面の中心より重甲板の梁上側板に至る正肋材の船體中央に於ける長を加へたる數を謂ふ但三層重甲板船に於ては其の數より七呎を減したるものを謂ふ又輕甲板船及び覆甲板船に於ては深と幅の二分の一との和に第二甲板の梁上側板に至る正肋材の船

體中央に於ける長を加へたるものを謂ふ但二層輕甲板船に於ては其の數に第二甲板梁の上面より輕甲板梁の上面迄の深を加へたるものを謂ふ

第二數と稱するは第一數に船の長を乗したる數を謂ふ

前二項の長、幅及び深は呎を以て本位と爲し呎以下は二位に止め其の以下は四捨五入すへし

第六條 此の規程に於ては特に其の條項に規定したる場合を除くの外船の長、深の十一倍を超えざる船舶の構造方法を示し又寸法及び員數は最小の限度を、距離は最大の限度を示したるものとす

第七條 此の規程に於て鐵材の寸法は別表中甲號に據り鋼材の寸法は乙號に據るへし其の甲號及び乙號の區別なきものは鐵材及び鋼材に通して之を適用すへし

第八條 正肋材、副肋材、肋板の寸法、隔壁板の厚及び肋骨の心距は第一數に依り之を定め龍骨、船首材、船尾骨材、内龍骨、二重底の内底板、縱通桁板、艙内縱通材、梁上側板、外板、甲板及び舵等の寸法は第二數に依り之を定め梁の寸法は船體の中央に

於ける各層梁の長に依り之を定むへし

第九條 船舶には左に記載するものを除くの外船底全部を通して二重底を設くへし

一 總噸數二千噸未満の船舶

二 特殊の用に供する爲め其の構造に對し遞信大臣の認可を受けたる船舶

第十條 此の規程に定むる試験は検査官吏の監督を受け之を執行すへし

試験器は検査官吏の檢定を経たるものを用うへし

第十一條 此の規程中試験に關する條項は遞信大臣の適當と認むる證明書あるもの限り之を適用せざることあるへし

第十二條 此の規程に該當せざる船體の構造方法は遞信大臣に於て此の規程と同一の效力を有すると認むるものに限り特に之を合格と爲すへし

第二章 材料試験

第一條 鐵材は可鍛性にして一平方吋の抗張力は纖維に沿ひては二十噸以上、纖維を横りては十八噸以上又其の伸張の割合は八吋の長に於て纖維に沿ひては百分の四以上、

纖維を横りては百分の一、五以上なるを要す但山形材、球板等には纖維を横るの試験を執行することを要せず

第二條 鋼材には左の試験を執行すへし

一 抗張試験 一平方吋の抗張力は二十六噸以上三十二噸以下にして其の伸張の割合は八吋の長に於て厚二十分の八吋以下なるときは百分の十六以上又厚二十分の八吋を越ゆるときは百分の二十以上なるを要す但平板を除き其の他の鋼材は可鍛性ものに限り抗張力の上限を三十三噸と爲すことを得

二 屈曲試験 試験材を櫻紅色に熱したる後華氏八十二度の水中にて冷却し之を試験材の厚の三倍を越える内徑を以て百八十度屈曲し裂疵を生ぜざるを要す

第三條 鋼製の鉸釘は之を熱し其の頭を釘徑の二、五倍迄に平扁に打壓し且釘身を平扁にし之に釘徑に等き打貫孔を穿ち裂疵を生ぜざるを要す

第四條 鑄鋼製の船尾骨材、舵及び舵柄等には左の試験を執行すへし

一 抗張試験 一平方吋の抗張力は二十八噸以上三十五噸以下にして其の伸張の割合は八吋の長に於て百分の八以上なるを要す

二 屈曲試験 一時四分の一徑又は一時四分の一角の試験材を作り内面に於て二吋より多からざる半徑の弧狀に曲げ九十度以上に至り裂疵を生ぜざるを要す

三 衝擊試験 一材に鑄造したる船尾骨材に於ては其の突出部の形狀に適合すへき穴を確實の地面に穿ち置き該材の一端を地面と四十五度の傾斜に起して地上に墜落し又舵及び二材以上に鑄造したる船尾骨材に於ては其の形狀及び重量に應じ七呎乃至十呎の高より之を墜落し後之を吊して重量七磅以上の錘を以て敲き其の生來の裂疵及び本試験に起因する裂疵の有無を検し其の痕跡なきを要す

但複雑したる形狀にして之を墜落するときは變形する虞あるものは相隔離せる部分より取りたる二箇の試験材を以て抗張試験及び屈曲試験を執行するときは墜落試験を省略することを得

第五條 本章第一條及び第二條の試験は同一の用に供する材料五十箇未満毎に一箇、本章第三條の試験は鉸釘十箇未満毎に一箇を採り之を執行し検査官吏に於て必要と認め

るときは更に二箇迄を増し適否を檢定すへし

第六條 遞信大臣は前數條の試験に合格せざるものと雖も其の使用の方法及び部局を限り條件を附して之か使用を許可することあるへし

第三章 龍骨、船首材及び船尾骨材

第一條 方形龍骨、船首材及び船尾骨材の寸法は第二號表に據り其の倣接の長は用材の厚の九倍と爲すへし

第二條 龍骨翼板の厚を第二號表に掲ぐるものより増すときは其の割合に應じて方形龍骨の厚を減することを得

第三條 側板龍骨の合厚は第二號表に掲ぐる方形龍骨の厚と同一と爲すへし

第四條 平板龍骨の寸法は第二號表に據るへし

平板龍骨には斷切内龍骨板若は中心線堅板を附し其の兩側には船の首尾を通して第三號表に掲ぐる内龍骨山形材を附し之を龍骨に固著すへし

平板龍骨の銜接は三列釘固著と爲すへし

第二數萬六千以上の船舶は中央部に於て船の長の二分の一間は平板龍骨を二重と爲すへし

第五條 船首材の寸法は最大喫水線より上部に至るに従ひ漸次減少して頂上に於ける截面は第二號表に掲ぐるもの、四分の三と爲すことを得

第六條 單螺旋汽船の船尾材の車軸孔の兩側に於ける厚は第二號表に掲ぐる厚の五分の三より少からず又船尾骨材踵部の截面は同表に掲ぐるものより百分の三十増し其の龍骨と倣接すべき部分に於ては漸次龍骨の寸法迄に減少すへし

單螺旋汽船の舵柱の寸法は舵頭管の下部より漸次減少して頂上に於ては第二號表に掲ぐる船首材の寸法と同一と爲すことを得

雙螺旋汽船、外車汽船若は帆船の船尾材の寸法は舵頭管の下部より漸次減少して頂上に於ける截面は第二號表に掲ぐるもの、四分の三と爲すことを得

第七條 船尾材を龍骨に接合する倣接の校端より船尾材の前面迄の距離は外車汽船及び帆船に於ては肋骨の心距の一、五倍又螺旋汽船に於ては二、五倍より少かるべからず

第八條 第二數二萬以上の單螺旋汽船に於ては船尾材を上部に延長して肋板及び梁上に張りたる鐵板若は鋼板に固著すへし

第九條 單螺旋汽船の舵柱、雙螺旋汽船、外車汽船及び帆船の船尾材は其の兩側に第一號表に掲ぐる正肋材と同寸法の山形材を附して船尾肋板に固著すへし

第十條 舵蝶鉸の壺金は深は舵心材の徑の十分の七より少ならず厚は舵針の徑の二分の一より少からずして五呎六吋以内の心距に於て舵柱若は船尾材に鍛接すへし

第四章 正肋材

第一條 正肋材の寸法は第一號表に據るへし但覆甲板船に於ては其の寸法鐵なるときは幅三吋に三吋厚十六分の六吋、鋼なるときは幅三吋に三吋厚二十分の六吋より小なるへからず

肋骨の心距は第一號表に據るへし但船尾斜肋骨の心距は船尾稜線に於て之を測るへし
正肋材は龍骨より船體の上端迄達せしむへし但覆甲板、船首樓、船尾樓、船橋樓、低船首樓若は低船尾樓を備ふる船舶に於て上端の形狀圓形なるときは正肋材を圓形の下

部に止むることを得

第二條 上甲板下噸數の係數〇、七八以上又は船首の船底扁平なる鋼製汽船に於て二重底を備ふるときは縁板より縁板迄又二重底を備へざるときは彎曲部より彎曲部迄に船首より船の長の五分の一に相當する箇所より前方船首隔壁に至る間二重正肋材を取附くへし

螺旋汽船に於ては船尾管の通する部分に於て其の上下適當の間正肋材は肋骨一本置に二重と爲すへし

第三條 正肋材を龍骨の上面に於て接續するときは中央部に於て少くも船の長の四分の三間は其の裏面に之と同寸法にして三呎以上の山形材を附して固著すへし但平板龍骨に貫通板内龍骨を用うる船舶は此の限に在らず

第五章 肋板

第一條 船の中央部に於ける肋板の寸法は第一號表に據るへし但鐵にて其の厚十六分の九吋以下なるときは汽機室及び汽鑪室に於ては之に十六分の一吋を増し又鋼なるときは

は汽機室に於ては之に二十分の一時汽機室に於ては二十分の二時を増すへし
 肋板は鐵にて厚十六分の九吋以上、鋼にて厚二十分の九吋以上なるときは中央部に於
 て船の長の五分の三間は第一號表に掲ぐる厚と爲し其の前後に於て船の長の十分の一
 間は鐵なるときは之より十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を減し船の首尾に
 於ては鐵なるときは十六分の二時、鋼なるときは二十分の二時を減することを龍骨
 の中心より正肋材に沿ひて船の幅の八分の三に相當する箇所に於ける肋板の深は其の
 中央に於ける深の二分の一より又其の兩端に於ては正肋材の横邊の幅より少かるへか
 らす
 龍骨の上面より測りたる兩端外縁の高は中央部に於て船の長の四分の一間は中央に於
 ける深の二倍と爲し其の前後に於ては漸次之を中央に於ける深迄に減少することを得
 但船の首尾に於ては漸次肋板の深を増し之に内龍骨を取附くることを得へからしむへ
 し
 船尾隔壁の後部に於ては肋板を船尾管の上部に達せしむへし

第二條

肋板は正肋材毎に取附け若し龍骨上に中心線板を備ふるときは其の両面に第
 一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を附して之を堅板に固著すへし

第三條

肋板を二枚以上にて造るときは其の銜接は二重覆板に附し三列釘固著と爲すへ
 し但各覆板の厚は肋板の厚の三分の二と爲すへし

前項の銜接は之を累接と爲して三列釘固著と爲すも妨なし

第四條

隔壁を取附くへき肋板は副肋材の上部に於て之に隔壁板を固著し得へき深と爲
 すへし

第五條

肋板、中心線板及ひ斷切内龍骨板には塗水孔を穿つへし

第六條

船尾肋板の深は第一號表に掲ぐる船の中央に於ける肋板の深の二、五倍以上に
 して厚は其の厚より少かるへからす

第六章 副肋材

第一條

副肋材は正肋材及ひ肋板毎に取附け其寸法は第一號表に據るへし

第二條

第一數四十五未満の船舶に於ては副肋材は彎曲上部迄達せしむへし

第一數四十五以上五十七未満の船舶に於ては副肋材は一本置に重甲板の梁上側板迄と彎曲部縦通材の上部迄とに達せしむへし但船梁を要する船舶に於ては一本置に重甲板の梁上側板迄と船梁の梁上側板に附する山形材の上部迄とに達せしむへし

第一數五十七以上の船舶に於ては副肋材は一本置に重甲板の梁上側板迄と第二層梁の梁上側板に附する山形材の上部迄とに達せしむへし但第一數七十五以上の帆船に於ては總て之を重甲板の梁上側板迄達せしむへし

第三條 三層重甲板船に於ては副肋材は一本置に重甲板、梁上側板迄と第二甲板の梁上側板に附する山形材の上部迄とに達せしむへし

輕甲板船に於ては副肋材は一本置に輕甲板の梁上側板迄と第二甲板の梁上側板に附する山形材の上部迄とに達せしむへし
覆甲板船に於ては副肋材を肋骨毎に第二甲板の梁上側板に附する山形材の上部迄達せしむへし

第四條 汽機室及び汽鐵室に於ては肋骨毎に肋板の他面にも副肋材を附して之を彎曲上

部迄達せしむへし

龍骨の上面より船梁の上面迄の深十七呎以上なるか若は第二數一萬五千以上の船舶に於ては増設副肋材は之に彎曲部縦通材を固著し得へき高迄達せしむへし

第五條 總て内龍骨其他縦通材を取附くる部分には肋骨毎に副肋材と同寸法の山形材を三個以上の鉸釘を以て肋骨に固著すへし但肋骨に球山形材を用うるときは肋骨毎に第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材二本を三箇以上の鉸釘を以て肋骨に固著するか若は副肋材二本と同一の效力を有する山形材一本を三箇以上の鉸釘を以て肋骨に固著し四本以上の鉸釘を以て縦通材に固著すへし

第六條 副肋材の銜接には覆山形材を附し其の兩邊は接合の前後に於て各二箇以上の鉸釘を以て固著すへし

第七條 第二數二萬以上の船舶に於ては船尾隔壁の後部に於ける副肋材は總て上甲板の梁上側板迄達せしめ且船尾突出部の形狀廣担なるときは適當なる長の間上甲板と第二層梁との中央に於て二枚合せの山形材を肋骨に取附け肘板を以て之を船尾肋板に固著

すへし

第七章 中心線内龍骨

第一條 單板内龍骨の鉸板の寸法は第三號表に據り其の両面上下には同表に掲ぐる山形材を取付け且中央部に於て船の長の四分の三間は上端に附したる山形材に冠板を附著すへし其の幅は堅板の厚及び其の上端に附したる山形材の上邊の幅の和に等しく其の厚は同表に據るへし

堅板の接合は衝接と爲し鐵なるときは堅板の厚の三分の二以上、鋼なるときは堅板の厚の二分の一に二十分の三時を加へたる厚を有する二重覆板を附し三列釘固著と爲すへし但之を累接と爲し三列釘固著と爲すも妨なし

冠板の衝接は上面に覆板を附し三列釘固著と爲し又山形材の衝接は覆山形材を附し其の兩邊は接合の前後に於て各三箇の鉸釘を以て固著すへし

第二數三萬三千以上の船舶に於ては鐵なるときは幅十八吋厚十六分の十吋、鋼なるときは幅十八吋厚二十分の十吋の礎板を中央部に於て船の長の三分の二間に堅板の下に

取附くへし

第二條 斷切板内龍骨の斷切板は第三號表に掲ぐる厚と爲し龍骨より肋板の上端迄達せしめ第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を以て之を肋材毎に固著し梁柱一列を有する第二甲板梁より二吋深き球板を肋板の部分に於て適當に切り取り斷切板に固著し得へき迄垂下せしめ第三號表に掲ぐる山形材を肋板の上端に於て球板の兩側に固著すへし但斷切板を山形材の上端迄達せしむるときは球板を垂下せしむるを要せず

第三條 方形龍骨を有し第二數一萬三千以上一萬八千未満の船舶若は平板龍骨を有し第二數一萬三千以上一萬五千未満の船舶又は深の十倍を超ゆる長を有する船舶に斷切板内龍骨を用うるときは前條に掲ぐる球の板代りに堅板を肋板の上面に設け之を肋板の部分に於て適當に切り取り肋板間に於て斷切板に固著し得へき處迄垂下せしめ其の両面上下に第三號表に掲ぐる山形材を附し之に冠板を附著すへし其の堅板及び冠板は第五號表の最上欄に掲ぐる梁上側板と同厚にして堅板の肋板上の深は其の両面上下に山形材を附するに充分なるを要す

方形龍骨を有し第二數一萬八千以上の船舶若し平板龍骨を有し第二數一萬五千以上の船舶に於ては、堅板及び冠板の厚は第三號表に掲ぐる單板内龍骨の堅板に等しく、肋板上の堅板の深は其の深の四分の三を爲すへし

第四條 貫通板内龍骨を側板龍骨に附するときは貫通板は其の厚を第三號表に掲ぐる斷切板より鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増し之を肋板上端迄達せしめ、且其の肋板は両面に第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を附して之を貫通板に固著するの外、第二號表に掲ぐる龍骨翼板と同厚にして、其の四分の三の幅を有する板を肋板上に平置し、二重副肋材及び貫通板上端両面に附する山形材に固著すへし

第二數一萬五千以上一萬八千未満の船舶に於ては、梁柱一列を有する第二甲板梁と同寸法の球板を平置板上に設け、其の両面に第三號表に掲ぐる山形材を取附け之を平置板及び二重副肋材に固著すへし、但貫通板を肋板上端より上部に延長するときは其の兩側に第三號表に掲ぐる斷切板より鐵なるときは十六分の一吋、鋼なるときは二十分の二吋

多き厚と龍骨翼板の三分の一に等き幅とを有する平置板を設け之を二重副肋材に固著し、且貫通板の両面に第三號表に掲ぐる山形材を附して之を平置板に固著すへし、第二數一萬八千以上なるときは肋板上貫通板の深は其の両面上下に山形材を附するに充分ならしめ、且山形材の上端には貫通板に要するものと同厚の冠板を固著すへし

貫通板の接合は銜接と爲し鐵なるときは貫通板の厚の三分の二以上、鋼なるときは貫通板の厚の二分の一に二十分の三吋を加へたる厚を有する二重覆板を附し三列釘固著と爲すへし、但し之を累接と爲し三列釘固著と爲すも妨げなし

第五條 平板龍骨を有する船舶に貫通板内龍骨を設くるときは其の厚を第三號表に掲ぐる斷切板の厚より鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増し、斷切板内龍骨を設くるときと同一の構造と爲すへし、但肋板には其の両面に第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を附し之を貫通板に固著するを要す

第八章 彎曲部内龍骨及び翼内龍骨

第一條 船底彎曲部の下部には船の首尾を通して第三號表に掲ぐる寸法の山形材を二枚合せと爲したる彎曲部内龍骨を設くへし

第二條 第二數一萬三千以上一萬五千未満の船舶には中心線内龍骨と彎曲部内龍骨との大約中央に於て船の首尾を通して第三號表に掲ぐる寸法の山形材を二枚合せと爲したる翼内龍骨を設くへし但船首の船底扁平にして該部に二重底を備へざる鋼製汽船に於ては船首より船の長の五分の一に相當する箇所より前方船首隔壁に至る間翼内龍骨に第三號表に掲ぐる斷切板を取附くへし

第二數一萬五千以上の船舶の翼内龍骨には肋板間に第三號表に掲ぐる斷切板を取附け之を肋板の上端迄達せしめ第二數二萬一千七百未満の船舶に於ては鐵なるときは幅三時に三吋厚十六分の七吋、鋼なるときは幅三吋に三吋厚十六分の七吋、鋼なるときは幅三吋半に三吋厚二十分の九吋、第二數三萬四百以上の船舶に於ては鐵なるときは幅三吋半に三吋厚十六分の十吋、鋼なるときは幅三吋半に三吋半

厚二十分の十吋の山形材を以て之を外板に固著し且前項に掲けたる二枚合せの山形材間に斷切板に要するものと同厚の縦通板を挿入し之を肋板の上端下に垂下せしめて斷切板に固著すへし但斷切板を山形材の上端迄達せしむるときは縦通板を挿入するを要せず

第三條 第二數二萬四千以上二萬七千未満の帆船に於ては中央部に於て船の長の三分の二間は梁柱一列を有する第二甲板梁に用うべきものと同寸法の球板を翼内龍骨に取附け且中央部二分の一間は彎曲部内龍骨に第三號表に掲ぐる斷切板に取附くへし

第二數二萬七千以上三萬未満なるときは中央部三分の二間は深は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の整板の二分の一にして厚は之に等き板を翼内龍骨に取附けて其の上端両面に山形材を固著し之に冠板を附すへし該山形材は第三號表に掲ぐる上甲板の梁上側板に附する山形材と同寸法にして冠板は翼内龍骨板と同厚なるを要す且中央部二分の一間は彎曲部内龍骨に第三號表に掲ぐる斷切板を取附け又中央部五分の三間は梁柱一列を有する第二甲板梁に用うべきものと同寸法の球板を挿入すへし

第二號三萬以上三萬三千未満なるときは中央部三分の二間は翼内龍骨に深は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の豎板の四分の三にして厚は之に等き板を取付け其の上端両面に山形材を固著し之に冠板を附すへし該山形材は第三號表に掲ぐる上甲板の梁上側板に附するものと同寸法にして冠板は翼内龍骨板と同厚と爲すへし且中央部三分の二間は彎曲部内龍骨に第三號表に掲ぐる斷切板を取付け又中央部五分の三間は梁柱一列を有する第二甲板梁に用うべきものと同寸法の球板を挿入すへし

第四條 斷切板翼内龍骨を要せざる船舶に於ては中央部に於て船の長の二分の一間は第一號表に掲ぐる隔壁の上部に用うべき板と同厚の制水板を設くへし但船の幅二十六呎未満の船舶に於て中心線内龍骨に貫通板又は斷切板を附するときは制水板を設けざるも妨なし

第九章 各内龍骨及び船内縦通材の接合法等

第一條 球板を衝接するときは二重覆板を附する爲め球板の兩側に於て球を削り各覆板の厚は球板の厚の三分の二以上と爲すへし又球板を累接するときは其の累接の幅は球

板の深の二倍以上と爲すへし

第二條 球板及び中心線内龍骨の各板の衝接及び累接は三列釘固著と爲し其の他の各板の衝接及び累接は二列釘固著と爲すへし

山形材の衝接は覆山形材を附して固著すへし但覆山形材の厚は接合すへき山形材の厚に等し其の長は二呎以上と爲すへし

第三條 各内龍骨の各材は鋼なるときは汽鑪室に於て二十分の一時其の厚を増すへし

第四條 各内龍骨及び船内縦通材は支水隔壁を貫通して船の首尾に達せしめ其の隔壁を貫通する部分は水密と爲すへし但船の首尾に於ける船内縦通材の一本置の距離船の中央に於ける各縦通材間の距離を超えざるときは其の中間の縦通材は船の首尾に達せしめざるも妨なし

第五條 各内龍骨及び船内縦通材の山形材、船の中央に於て鐵にて厚十六分の七時を超え鋼にて厚二十分の七時を超ゆるときは首尾に於て船の長の五分の一間は鐵なるときは其の厚十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を減することを得

第一條 上甲板梁の梁矢は梁の長一時に付四分の一時以上の割合と爲すへし

第二條 各層に於ける梁は上下相累ねて同一の肋骨に取附け且成るべく重甲板又は輕甲板迄副肋材の達する肋骨に取附くへし

第三條 梁の形状及び寸法は第四號表及び第四號別表に據るへし

第四條 梁に梁柱一列を取附くるときは船の首尾兩端に於て船の中央に於ける梁の長の三分の二より短き梁は第四號表各欄第二行に掲ぐる寸法と爲し又船の首尾兩端に於て船の中央に於ける梁の長の二分の一より短き梁は第四號表各欄第三行に掲ぐる寸法と爲すことを得

船の中央部に於ける梁に梁柱二列を取附くるときは梁柱列間の距離は船の幅の約三分の一と爲し船の首尾兩端に於て船の中央に於ける梁の長の三分の二より短き梁は之に梁柱一列を取附け第四號表各欄第二行に掲ぐる寸法と爲し又船の首尾兩端に於て船の中央に於ける梁の長の二分の一より短き梁は之に梁柱一列を取附け第四號表各欄第三

行に掲ぐる寸法と爲すことを得

船の中央部に於ける梁に梁柱三列を取附くるときは梁柱列間の距離は船の幅の約四分の一と爲し船の首尾を通して第四號表各欄第三行に掲ぐる船の中央部に於ける梁と同寸法の梁を用うへし但梁の長船の中央に於ける梁の長の四分の三より短きものは梁柱二列に減し又船の首尾兩端に於ける梁にして船の中央に於ける梁の長の二分の一より短きものは梁柱二列に減することを得

第五條 船の幅三十四呎を超ゆる船舶に球山形梁を肋骨一本置に取附くるときは該梁上に鐵甲板又は鋼甲板を張詰むへし

第六條 艙口の長肋骨の心距の六倍乃至十二倍なるときは第二甲板、重甲板及び輕甲板の艙口兩端梁は第二甲板に肋骨一本置に取附くへき梁と又覆甲板及び船橋樓甲板の艙口兩端梁は肋骨一本置に取附くへき重甲板梁と同寸法なるを要す

艙口又は機關室口に於ける半梁は梁柱二列を取附くへき梁と同寸法と爲すことを得

第七條 船橋樓内に石炭又は貨物を積載すへき船舶に於ては船橋樓甲板下に於ける上甲

板梁は第二甲板梁に要する寸法と同一と爲すへし

第八條 旅客室に専用する甲板の梁は同長の重甲板梁と同寸法と爲すことを得

第九條 帆船の第二層以下の甲板梁の深は同長の上甲板梁より一時大なるを要す

第十條 水艙の頂板其他水密なる平板を支ふる梁は肋骨毎に取附くへし

第十一條 特設船梁は板の両面上下に山形材を備ふるもの若は肋骨の心距に等き幅を有する冠板の下面兩縁に山形材を以て球板を附著したる溝形のものなるを要す但溝形特設船梁の山形材及び球板は第四號表に掲ぐる重甲板梁に用うべきものと同寸法と爲し冠板の厚は山形材の厚に等しくし溝形特設船梁を除くの外山形材は其の廣邊を平に取附くへし

第十二條 機關室内に用うべき特設梁は板の両面上下に山形材を備ふるものなるを要す

第十三條 船尾斜梁は正肋材と同寸法なる山形材を用ひ船尾斜肋骨毎に設くへし

第十四條 球板梁、球山形梁又は丁字形球板梁の梁枝に球板を用ひるときは梁枝の厚は梁の厚より鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋厚くすへし

肘板を以て梁を固著するときは肘板の厚は梁の厚より鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋厚く其の各枝は梁枝の深と同一なるを要す

第十五條 左に掲ぐる梁の梁枝の深は梁の深の三倍と爲すへし

一 梁一層のみを有する汽船の上甲板梁

二 梁一層の代りに特設肋骨又は深式肋骨を用ひる汽船の最下甲板梁

三 梁柱三列を有し其の寸法第四號表各欄第三行に掲ぐるものと同一なる梁

四 第二層梁の半梁を省略したる部分の上甲板梁

五 水艙の頂板を取附くる梁

六 帆船の梁

第十六條 梁柱一列を有する梁にして其の寸法第四號表各欄第二行に掲ぐるものと同一なるときは其の梁枝の深は梁の深の二、七五倍と爲し其の場合に於ては總て梁枝の深の二、五倍より少かるへからす

第十七條 梁枝の曲部に於ける深は梁枝の深の五分の三より少かるへからす

第十八條 肘板の各枝又は梁枝に於ける鉸釘の數及び徑は左表に據るへし

梁枝又ハ肘板ノ深	鉸釘ノ數	鉸釘ノ徑
十七時 未滿	四	八分ノ六時
十七時以上二十一時未滿	五	八分ノ六時
二十一時以上二十四時未滿	五	八分ノ七時
二十四時以上二十八時未滿	六	八分ノ七時
二十八時以上三十二時未滿	七	八分ノ七時
三十二時以上三十六時未滿	八	八分ノ七時
三十六時以上四十時未滿	九	八分ノ七時

第十一章 梁の配置

第一條 梁の配置は船の中央に於て龍骨の上面より上甲板梁の上面迄の深を以て之を定むへし但第二甲板梁の上面迄の深十七呎未滿の覆甲板船に於ては第二甲板梁の上面迄

の深を以て之を定むへし

第二條 深十五呎半以上十六呎半未滿の船舶に於ては特設船梁の肋骨十本毎に設け之に梁上側板を取附くへし

第三條 (削除)

第四條 (削除)

第五條 (削除)

第六條 (削除)

第七條 (削除)

第八條 (削除)

第九條 (削除)

第十條 深三十二呎半以上三十六呎未滿の汽船に於ては第三甲板梁と同寸法の第三層梁を肋骨一本置に設くへし

第十一條 深三十六呎以上三十九呎未滿若は第三層梁の上面迄の深二十一呎以上の汽船

に於ては第三層梁を肋骨一本置に設くるの外第四層特設船梁を肋骨十本毎に設け且該船梁の梁上側板の内縁に第三號表に掲ぐる内龍骨山形材と同寸法の山形材を固著すへし

第十二條 梁の上面より次層の梁の上面迄の距離八呎を超ゆるときは船側に適當の補強構造を爲すへし

第十三條 梁の心距、肋骨の心距の二倍を超ゆるときは梁間の肋骨一本置に肘板を以て梁上側板を支ふへし但肘板の厚は第一號表に掲ぐる船の中央に於ける正肘板の厚に等しくすへし

第十四條 特設船梁は梁上側板と同厚の撥形板を以て之を梁上側板に固著すへし

第十五條 梁上に甲板を張るときは前數條の規定に拘はらず梁の心距は肋骨の心距の二倍を超ゆへからず

鐵甲板の厚十六分の六吋以下、鋼甲板の厚二十分の七吋以下にして之に木甲板を張らざる場合に於ては第四號表及び第四號別表に掲ぐる梁を肋骨毎に取附くへし但鐵甲板

の厚十六分の六吋を超る鋼甲板の厚二十分の七吋を超ゆるときに於ても之に木甲板を張らざる場合に於ては半梁の肋骨毎に之を取附くへし

第十六條 船口、汽鐘室又は汽鐘室の部分に於て本章の規定に依り梁を配置すること能はざるときは特設船梁若は特設肋骨を以て該部を補強すへし

第十七條 機關室内には各層梁の位置に成るべく多くの特設梁を設くへし

第十二章 船内縦通材の配置

第一條 船内縦通材の配置は船の中央に於て龍骨の上面より上甲板梁の上面迄の深を以て之を定むへし但第二甲板梁の上面迄の深十七呎未満の覆甲板船に於ては第二甲板梁の上面迄の深を以て之を定むへし

第二條 深十三呎未満の船舶に於ては彎曲部龍骨と甲板梁との大約中央に船の首尾を通して第三號表に掲ぐる山形材二枚合せの縦通材を設くへし

第三條 (削除)

第四條 深十四呎以上十五呎半未満の船舶に於ては前條に掲ぐる球板の代りに鐵なるこ

きは幅十二吋厚十六分の七吋、鋼なるときは幅十二吋厚二十分の七吋の板を挿入して之を外板に固著し且該板内縁の両面には船の首尾を通して第三號表に掲ぐる内骨山形材と同寸法の山形材を固著すへし

第五條 深十五呎半未満の船舶にして第二數七千二百以上なるときは本章第二條に規定したる縦通材の外彎曲上部に第三號表に掲ぐる山形材二枚合せの縦通材を船の首尾を通して設くへし

第六條 深十五呎半以上の船舶に於ては彎曲部内龍骨と最下層梁との大約中央に船の首尾を通して第三號表に掲ぐる山形材二枚合せの縦通材を設くへし

第七條 深二十三呎以上二十四呎未満若は第二層梁の上面迄の深十六呎以上十七呎未満の帆船に於ては該梁と彎曲部内龍骨との間に船の首尾を通して第三號表に掲ぐる山形材二枚合せの縦通材二條を掲くへし

第八條 (削除)

第九條 深二十六呎以上二十七呎未満若は第二層梁の上面迄の深十八呎以上十九呎未満の帆船に於ては前條に掲ぐる上部の縦通材には船の首尾を通して又下部のものには船尾に於て船の長の四分の一間を除き第三號表に掲ぐる斷切板を挿入して之を外板に固著すへし

第十條 深二十七呎以上二十八呎半未満若は第二層梁の上面迄の深十九呎以上二十呎半未満の帆船に於ては前條に規定したる下部縦通材の外該縦通材と第二層梁との間に第五號表に掲ぐる船梁の梁上側板と同寸法の板を設け第三號表に掲ぐる山形材を以て外板及び副肋材に固著し肋骨一本置に肘板を以て該板を支へ其の内縁には第三號表に掲ぐる内龍骨山形材と同寸法の山形材を固著するか又は前條に規定したる装置に更に同一の縦通材一條を増設するを要す

第十一條 深二十二呎以上二十三呎未満の汽船に於ては彎曲部内龍骨と第二層梁との間に船の首尾を通して第三號表に掲ぐる山形材二枚合せの縦通材二條を設くへし

第十二條 深二十三呎以上二十四呎未満の汽船に於ては前條に規定したる各縦通材の山形材間に船の首尾を通して梁柱一列を有する第二甲板梁に用うべきものと同寸法の球

板を挿入すへし

第十三條 深三十呎以上三十二呎半未満若は第二層梁の上面迄の深二十二呎以上二十四呎半未満の汽船に於ては彎曲部内龍骨と第三層梁との間に船の首尾を通して第三號表に掲ぐる山形材二枚合せの縦通材二條を設け且其の上部縦通材の山形材間に船の首尾を通して甲板梁に用うべきものと同寸法の球板を挿入すへし

第十四條 深三十二呎半以上三十六呎未満若は第三層梁の上面迄の深十七呎半以上二十呎未満の汽船に於ては前條に規定したる上部縦通材の代りに厚は第三甲板の梁上側板と同く幅は其の四分の三に等き艙内縦通側板を設け第三號表に掲ぐる山形材を以て外板及び副肋材に固著し肋骨一本置に肘板を以て該側板を支へ且其の内縁には第三號表に掲ぐる内龍骨山形材と同寸法の山形材を附著すへし

第十三章 特設肋骨

第一條 特設肋骨及び特設肋骨間側板を以て船梁一層及び縦通材に代用するときは特設肋骨の幅並に距離及び特設肋骨間側板の数は龍骨の上面より肋骨一本置に設ぐる最下層梁の上面迄の深を以て定むへし

第二條 特設に骨及び特設肋骨間側板の厚は第一號表に掲ぐる正肋材と同一なるを要す

第三條 特設肋骨及び特設肋骨間側板の内縁の両面に附する山形材の寸法、特設肋骨間側板を特設肋骨、外板及び副肋材に固著する山形材の寸法は第一號表に掲ぐる副肋材と同一なるを要す

二重底の部分に於ては特設肋骨は其の両面に山形材を附して縁板固著するか若は其の一面に山形材を附して縁板に固著し且撥形板を以て内底板に固著すへし

第四條 特設肋骨間側板の内縁に固著する山形材は特設肋骨毎に龜甲形板を以て結續すへし但其の厚は特設肋骨に等しく且幅及び深は特設肋骨の幅に従ひ左表に據り之を定むへし

特設肋骨の幅	龜甲形板	
	幅	深
十四吋以下	二十四吋	十八吋
十五吋以下	三十吋	二十一吋
十五吋を越ゆるとき	三十四吋	二十四吋

特設肋骨毎に二重山形材を以て特設肋骨間側板を龜甲形板に固著するときは該側板の内縁の両面に山形材を附する代りに同一の強力を有する一本の山形材を用うることを得

第五條 特設肋骨の上端に取附くべき梁の深は第四號表に掲ぐる特設船梁に等すへし但該梁に鐵甲板若は鋼甲板を張るときは普通梁を使用することを得

第六條 特設肋骨間側板は其の幅十八吋にして特設肋骨間の距離八呎を超ゆるときは特設肋骨間の中央に於て第一號表に掲ぐる正肋材に等き厚の肘板を以て之を支ふへし

第七條 特設肋骨を第二層梁以下に設くるときは其の間に於ける副肋材は肋骨一本置に上甲板の梁上側板迄と第二層梁の梁上側板迄とに達せしむへし又二層重甲板船に於て特設肋骨を重甲板迄達せしむるときは副肋材は肋骨一本置に重甲板の梁上側板迄と最上の特設肋骨間側板迄とに達せしむへし

第八條 深十五呎半以上十六呎未満の船舶に於ては幅十四吋又深十六呎以上十七呎未満の船舶に於ては幅十五吋の特設肋骨を肋骨八本毎に設け且其の間に於て彎曲部縦通材を取附く

通材の上部に特設肋骨間側板一條を取附け山形材及び龜甲形板を以て之を特設肋骨に固著すへし

第九條 深十七呎以上十八呎未満の船舶に於ては幅十五吋の特設肋骨を肋骨八本毎に設け特設肋骨間側板二條を取附くへし但此の場合に於ては彎曲部縦通材を取附けるも妨なし

覆甲板船を除き三層以上の梁を備ふべき船舶にして第二層梁の上面迄の深十七呎以上十八呎未満なるときは第二層以下に附する特設肋骨は肋骨六本毎に設けるを要す

第十條 深十八呎以上二十一呎半未満の船舶に於ては幅十五吋の特設肋骨を肋骨六本毎に設け特設側間肋骨板二條を取附くへし

三層以上の梁を備ふべき船舶にして第二層梁の上面迄の深十八呎以上二十一呎半未満なるときは第二層梁以下に附する特設肋骨は幅十八吋なるを要す但覆甲板船に於ては其の幅を十六吋と爲すことを得

第十一條 深二十一呎半以上二十二呎半未満の船舶に於ては幅十五吋の特設肋骨を肋

骨六本毎に設け特設肋骨間側板三條を取附くへし但二重底を備ふる船舶に於て幅十八吋の特設肋骨を用うるときは特設肋骨間側板を二條に減することを得此の場合に於ては二重底縁板の外部に附する肘板は總て彎曲部に於て船の中央に用うへき肋板の深の三倍の高迄達せしむるを要す

三層以上の梁を備ふへき船舶にして第二層梁の上面迄の深二十一呎半以上二十二呎半未満なるときは第二層梁以下に附する特設肋骨は幅十八吋と爲し特設肋骨間側板三條を取附くへし但覆甲板船に於ては特設肋骨の幅を十六吋と爲すことを得

第十二條 深二十二呎半以上二十三呎半未満の船舶に於ては幅十六吋の特設肋骨を肋骨六本毎に設け特設肋骨間側板三條を取附くへし

三層以上の梁を備ふへき船舶にして第二層梁の上面迄の深二十二呎半以上二十三呎半未満なるときは第二層梁以下に附する特設肋骨は幅十八吋と爲すを要す但覆甲板船に於ては其の幅を十六吋と爲すことを得

第十三條 深二十三呎半以上二十四呎未満の船舶に於ては幅十八吋の特設肋骨を肋骨

六本毎に設け特設肋骨間側板三條を取附くへし

第十四條 龍骨の上面より低船尾樓甲板梁の上面迄の深二十四呎以上二十六呎未満の船舶の低船尾樓の部分に於て特設肋骨及び特設肋骨間側板を第二層梁、第三層梁及び縦通材に代用するときは幅十六吋の特設肋骨を肋骨五本毎に設け特設肋骨間側板三條を取附け板の兩面上下に山形材を附したる特設肋骨四本を特設肋骨間側板に要する厚の楕形板及び肘板を以て特設肋骨間側板の一條及び特設肋骨に固著し且汽機室後端の隔壁と船尾隔壁との大約中央に支水隔壁を増設すへし

第十五條 低船尾樓甲板梁の上面迄の深二十六呎以上二十八呎未満の船舶の低船尾樓の部分に於て特設肋骨及び特設肋骨間側板を第二層梁、第三層梁及び縦通材に代用するときは幅十八吋の特設肋骨を肋骨四本毎に設け特設肋骨間側板三條を取附け且前條の規定に依り特設船梁及び増設支水隔壁を取附くへし但深二十七呎以上なるときは特設肋骨間側板は四條と爲すへし

第十六條 汽機室及び汽鐘室に於て第二數一萬六千以上三萬未満の船舶に於ては十呎以

内の距離に又第二數三萬以上なるときは八呎以内の距離に於て前數條に規定したる幅を有する特設肋骨を設け其の下部は肋板又は二重底の縁板に固著し上部は重甲板若は輕甲板の梁上側板迄達せしむへし

第十七條 特設肋骨を梁の位置に設けざるときは梁上側板の上下に於ては山形材及び肘板を以て之を固著すへし

第十八條 特設肋骨に縦通材を貫通するときは其の部分に適當の補強構造を加ふへし

第十四章 深式肋骨

第一條 汽船に於て深式肋骨を以て艙梁一層に代用するときは該肋骨の幅は第一號表に據るへし但二重底を備へざる船舶に於ては該表に掲ぐる幅より二分の一吋増加すへし

二重底を備ふる船舶に於て深式肋骨を用うるときは縁板の外部に取附くる肘板は船の中央に於ける普通肋板の深の二、五倍より少からざる高迄彎曲上部に達せしむへし

第二條 深式肋骨の正肋材及び副肋材の厚並に縦邊の幅は第一號表に掲ぐる普通正肋材の厚並に縦邊の幅より少かるへからす且互に三吋以上累接して一列釘を以て固著すへし

すへし

第三條 深式肋骨を機關室に用うる船舶に於ては機關室に特設肋骨を肋骨十本毎に設くへし

第四條 深式肋骨を備ふる船舶に於ては最下層梁の梁技の深は梁の深の三倍と爲すへし 機關室には特設肋骨を肋骨十本毎に設くへし

第五條 龍骨の上面より最下層梁の上面迄の深十七呎未満なるときは側板一條及び第三號表に掲ぐる山形材二枚合せの彎曲部縦通材一條を、十七呎以上二十一呎半未満なるときは側板二條を、二十一呎半以上二十四呎未満なるときは側板三條を設くへし

側板は厚は普通正肋材の厚に等しく幅は第一號表に據り之を外板に固著し其の内縁及び副肋材の内側に於て兩面に第一號表に掲ぐる山形材を取附くへし

側板は支水隔壁を貫通せしめ肘板を以て支水隔壁に固著するか若は支水隔壁にて止め厚は側板より二十分の一時厚く各枝の長は側板の幅の二倍より少からざる肘板を以て支水壁隔には二重山形材、側板には二列釘を以て固著すへし

第六條 低船尾樓甲板下に深式肋骨を用うるときは該肋骨及び側板の幅並に山形材の寸法は第一數に低船尾樓の高を加へたる數を第一號表の第一數に充て又側板の數は龍骨の上面より低船尾樓甲板梁の上面に至る深に依り之を定むへし
 低船尾樓の部分に設くへき特設船梁及び増設支水隔壁は第十三章第十四條及第十五條に依るへし

第十五章 梁柱

第一條 梁柱は第一號別表に據り其の寸法を定むへし
 各梁に取附くる梁柱の數は第四號表及び第十章第四條の規定に従ひ且船の中央に於ける梁の長四十三呎を超ゆるときは二列以上又五十五呎を超ゆるときは三列以上なるを要す

上層梁に梁柱の設を要するときは其の下層の梁にも亦之を設くへし
 肋骨毎に梁を取附けたるときは梁の下部に第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の二枚合せ山形材若は之と同一の強力を有する丁字形材を附し山形材を以て梁毎に固著して梁

一本置に梁柱を取附くへし但二枚合せ山形材若は丁字形材は艙口梁其の他深き梁及び隔壁に於て之を止め山形材を以て固著すへし

第二條 梁柱の長十呎以上十八呎未満なるるとき又は梁柱の徑二吋八分の五以上四吋未満なるときは其の兩端を徑八分の七吋の鉸釘二箇、長十八呎以上二十四吋未満なるときは又は徑四吋以上なるときは徑一時の鉸釘二箇又長二十四吋以上なるときは徑一時の鉸釘三箇を以て其の兩端を固著すへし

二重底上に於る梁柱の下端は内底板に固著せる短き山形材又は丁字形材に固著すへし
第二條 梁柱二列又は三列を取附くへき寸法の梁を用うるときは甲板諸口の各側の梁柱は他の部分に於ける梁柱に等く之を設くへし

第四條 肋骨の心距二倍を超ゆる心距を有する船梁に取附くる梁柱の寸法は其の上層の甲板梁に取附くへき同長の梁柱と同一と爲すことを得

第五條 上甲板と第二甲板との間を旅客室に専用するときは第二甲板と船底との間に設くる梁柱の徑は第一號別表に掲ぐるものより四分の一吋減し、第二甲板と第三甲板と

の間をも亦旅客室に専用するときは第三甲板と船底との間に設くる梁柱の徑は表に掲ぐるものより二分の一吋減することを得

第六條 梁柱二列を取附くべき寸法の梁を肋骨毎に設くるときは船口の兩側に於ける梁柱の距離は肋骨の心距の四倍と爲すことを得但此の場合に於ては梁柱の徑を二分の一吋増加し且船口の兩端より前後各肋骨の心距に相當する所迄船口の兩側に斷切板を側梁柱の頭部に於ける縦通材に取附け鐵甲板若は鋼甲板に山形材を以て固著するを要す

第七條 肋骨毎に梁を取附くる場合に於て肋骨一本置に中心線梁柱を設け且肋骨四本毎に側梁柱を設くるときは梁柱二列を完全に設けたるものと同一效力を有するものと看做す但斷切板を側梁柱の頭部に於ける縦通材に取附け鐵甲板若は鋼甲板に山形材を以て固著し且船口の兩側に於ける梁柱の徑を二分の一吋増加するを要す

第八條 水艙内に於ては中心線水支隔壁の各側に側梁柱を肋骨一本置に設け其の頭部に於ける縦通材に斷切板を取附くへし

第九條 中心線梁柱のみを有する船舶の船口縁材には肋骨の心距四倍を超えざる距離に

梁柱を取附け且長二十六呎以上の船口には其の四隅に梁柱を取附くへし又甲板室、斜橋、揚筒機、揚貨機等を支ふる梁其の他必要の箇所には特に梁柱を設くへし

第十條 仕切板を取附くる爲めに梁柱を二重に設くるときは其の徑は第四號別表に掲ぐるものの四分の三と爲すことを得

第十一條 車軸隧道に梁柱を取附くるときは隧道頂板に適當の補強構造を爲すへし

第十二條 機關室内の梁には成るべく梁柱を取附くへし但直立せる厚十六分の五吋以上の石炭庫隔壁又は圍壁を以て梁を支へ且該隔壁又は圍壁に充分の防撓材を設くるときは機關室内の側梁柱は之を省略することを得

第十六章 梁上側板

第一條 總て梁上には梁上側板を設くへし其の寸法は第五號表に據り中央部に於て船の長の二分の一間の前後に於ては十六分の一時つ、鋼なるときは二十分の一時つ、漸次其の厚を減し船の首尾に至り兩端寸法に適合せしむへし

第五號表に掲ぐる主要梁上側板の寸法は一層及び二層重甲板船の重甲板梁、三層重甲

板船の重甲板梁及び第二甲板梁、輕甲板船及び覆甲板船の第二甲板梁に附すへきもの寸法とす但三層輕甲板船に於ては船の長と輕甲板梁及び第二甲板梁間の高の二分の一の所迄の深との割合を又二層輕甲板に於ては船の長と輕甲板梁及び第二甲板梁間の高の三分の二の所迄の深との割合を表中の長と深との割合に充つへし又二層重甲板船の第二層梁の梁上側板には同表に掲ぐる第三甲板の梁上側板の寸法を用うへし

第三層梁下の梁に附すへき梁上側板の厚は第五號表に掲ぐる船梁の梁上側板に等しく幅は其の四分の三と爲すへし

第二條 輕甲板の梁上側板の幅は第五號表の最上欄に掲ぐる第二甲板の梁上側板に等しくすへし但中央部に於て船の長の二分の一間は鐵なるときは厚十六分の一時、鋼なるときは厚二十分の一時を減し又其の兩端に於ては鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を尙減することを得

第三條 覆甲板の梁上側板の幅は第五號表に掲ぐる船梁の梁上側板に等しく厚は左表に據り其の横線は二列釘固著と爲すへし

第 二 數	梁 上 側 板 の 厚	
	鐵	鋼
一 萬 三 千 未 滿	十六分の六吋	二十分の六吋
一 萬 三 千 以 上 一 萬 八 千 未 滿	十六分の七吋	二十分の七吋
一 萬 八 千 以 上 二 萬 四 千 未 滿	十六分の七吋	二十分の八吋
二 萬 四 千 以 上 三 萬 一 千 未 滿	十六分の八吋	二十分の九吋

第二數三萬一千以上の船舶若は第二甲板梁の上面迄の深の十三倍を超ゆる長を有する船舶には第二甲板以上に於て縱強力を増すへき構造を爲すへし

第四條 船の全長又は中央部に於て船の長の二分の一間に鐵甲板若は鋼甲板を張るときは該甲板の梁上側板は中央部に於て船の長の二分の一間に於ては船の長七呎に付一時の割合迄に其の幅を減することを得但此の規程に依り二層以上の鐵甲板若は鋼甲板を要するものに於ては之を減することを得す

第五條 梁上側板の横線は第二十章に規定するものを除くの外二列釘固著と爲すへし梁上側板を外板及び副肋材に固著すへき山形材の寸法は第三號表に據るへし但正肋材

重甲板を貫通せるときは該部に於ける重甲板梁上側板を外板及び副肋材に固著すへき
山形材は第二層梁上に要するものと同寸法と爲すことを得

第二數五萬四千以上なるときは輕甲板、重甲板又は覆甲板船の第二甲板の梁上側板は
其の下面にも第三號表に掲ぐる山形材を取附け之を外板に固著すへし

第二甲板の梁上側板を副肋材に固著する縦通山形材と外板との間は水密と爲すへし
特設船梁を用うるときは肘板を以て該船梁の梁上側板と支水隔壁とを固著すへし

第十七章 梁上帶板

第一條 鐵甲板若は鋼甲板を備ふる甲板梁及び特設船梁を除き各層梁上には船の首尾を
通して梁上帶板を二條つゝ設くへし其の寸法は第五號表に據り中央部にて船の長の二
分の一間の前後に於ては鐵なるときは十六分の一吋つゝ、鋼なるときは二十分の一吋
つゝ漸次其の厚を減し船の首尾に至り兩端寸法に適合せしむへし但梁上帶板の厚は梁
上側板の厚より大なるを要せず

第二條 梁上に甲板を張らす又は帶板を取附けるときは帶板の代りに第三號表に掲ぐ

る第三甲板の梁上側板に附すへき山形材と同寸法の山形材二條を船の首尾を通して中
心線若は艙口の兩側の位置に設くへし

第三條 帆船には櫓を楔止めと爲すへき甲板に櫓の近傍に於て船の中央部に要する梁上
帶板と同寸法の斜帶板を取附け之を梁、縦通帶板及梁上側板に固著すへし但第二數一
萬五千以上のものに於ては上甲板の斜帶板は船の首尾を通して取附くへし

第四條 梁上帶板の横線は二列釘固著と爲すへし

第十八章 船首肘板、船尾肘板及び船首防擣構造

第一條 縦通材の兩端は第一號表に掲ぐる船の中央に於ける肋板の厚に等き肋板を以て
之を結續し船梁の下部に於ては大約四呎の距離に肘板を附し又第二數二萬四千以上の
船舶に於ては各層梁間の中央に於て船の首尾兩端に肘板を設くへし
肘板の接合は二列釘固著と爲すへし

第二條 船首隔壁の前部に於て肋骨一本置に取附くへき梁の層數は船首隔壁に於て測り
たる深により第十一章の規定に従ひ之を定むへし

船首隔壁の前後には梁を増設し之に梁上側板を取付け該側板は船の幅の四分の一に等
き長の間船首隔壁の後部に延長して之を外板に固著し且肘板を以て肋骨一本置に之を
支ふへし

第十九章 外板

第一條 外板の寸法は第二號表に據り中央部に於て船の長の二分の一間の前後に於ては鐵
なるときは十六分の一時つゝ、鋼なるときは二十分の一時つゝ漸次其の厚を減し首尾
に至り兩端寸法に適合せしむへし
覆甲板船の上端圓形なる部分に於ける外板の厚及ひ山形材は覆甲板の梁上側板に要す
るものに等くすへし

螺旋汽船に於て船尾材に固著すへき龍骨翼板及ひ第二數一萬六千六百以上の船舶に於
て船尾材に固著すへき外板は船の中央部に要する外板の厚と同一と爲すへし
帆船の船首部に於て船の長の四分の一間に於ける外層外板は船の中央部に要する外板
の厚より鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時より多く其の厚を減

することを得ず且第二數一萬六千以上なるときは彎曲部に於ける外板三條の厚は船の
首尾を通して鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を増し又第二數
二萬二千以上なるときは艙梁を取附くる部分の外板一條は中央部に於て船の長の二分
の一間は其の厚を鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を尙増すへ
し

第二號表に於て外板の厚二様あるときは其の厚きものを外層外板に、薄きものを内層
外板に適用すへし

外板の長は船の首尾兩端に用うるものを除くの外肋骨の心距の六倍以上なるを要す

第二條 鋼製汽船に於ては左表に據り船の首尾を通して彎曲部に於ける外板の厚を二十
分の一時増すへし

第 二 數	厚を増すへき彎 曲部外板の數
四千二百以上五千百未滿	一
六千七百以上八千五百未滿	
七千七百以上八千五百未滿	

第七條 輕甲板舷側板及び重甲板の舷側厚板の横縁に附する覆板を梁上側板に於て切斷するときは輕甲板舷側板及び重甲板の舷側厚板は横縁固著の爲めに其の梁上側板に附したる山形材の上部に於て堅に二列の鉸釘を受くるに充分なる高迄達せしむへし中央部に於て船の長の五分の三間に於て輕甲板舷側板及び舷側厚板に徑八吋以上の舷窓を設くるときは該部に二重板若し山形材を附して補強すへし

輕甲板船に於て第二甲板の梁上側板より舷側厚板の下縁迄の深は舷側厚板の幅の二分の一を超ゆへからす

第八條 螺旋軸管の覆外板の厚は第二數一萬三千九百未満の船舶に於ては船の中央部に要する外板の厚に等しく第二數一萬三千九百以上一萬八千七百未満のものに於ては鐵なるときは之に十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を増し第二數一萬八千七百以上二萬六千五百未満のものに於ては鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を増し且其の横縁を三列釘固著と爲し第二數二萬六千五百以上なるときは覆外板及び其の上下に鄰接する外板の厚は中央部に要する外板の厚に鐵なるときは十六

分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋を増し且其の横縁は二重覆板を附して銜接と爲し若し累接と爲し三列釘固著と爲すか又は覆外板を二重張と爲すへし

第九條 舷牆板には六呎以内の距離に坐板を附して之に支柱を取附くへし又舷牆板の覆板に支柱を取附くるときは覆板の幅は支柱を取附くるに充分なるものと爲すへし但第二數二萬三千四百以上の帆船に於ては支柱の距離は五呎を超ゆへからす

支柱の徑は船舶の大小及び支柱の長に應し一時八分の三乃至二吋と爲すへし但舷牆に載貨門を設くるときは其の兩側に於ける支柱の強を増すへし

第二十章 覆板及び填板

第一條 覆板の幅は第七號表に據り其の厚は接合すへき板の厚より少かるへからす但鐵なるときは其の纖維は接合すへき板の纖維と並行すへき様取附くへし

梁上側板及び外板の銜接に二重覆板を附するときは其の厚は左表に依るへし

接合すへき板の厚	埋頭釘孔を穿つへき覆板	他面に附すへき覆板
鐵	鐵	鐵
鋼	鋼	鋼
鐵	鐵	鐵
鋼	鋼	鋼
鐵	鐵	鐵
鋼	鋼	鋼

第二條 第二數八千以下の船舶に於ては中央部に於ては船の長の二分の一間に於ける舷側厚板、輕甲板舷側板、梁上側板及ひ彎曲部外板一條の衝接に用うへき覆板は接合すへき板の厚に鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を増したる厚と爲し

二列釘固著と爲すへし

第三條 第二數八千を超え二萬三千以下の船舶に於ては中央部に於ては船の長の二分の一間に於ける舷側厚板、輕甲板舷側板、梁上側板及ひ彎曲部外板二條の衝接に用うへき覆板は接合すへき板の厚に鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の二時を増したる厚と爲し三列釘固著と爲すへし

第四條 第二數一萬三千を超え一萬七千以下の船舶に於ては中央部に於ては船の長の二分の一間に於ける舷側厚板輕甲板舷側板、梁上側板及ひ彎曲部外板三條の衝接に用うへき覆板は接合すへき板の厚より十六分の一時を増したる厚と爲し三列釘固著と爲すへし

第五條 第二數一萬七千を超え二萬四千以下の船舶に於ては中央部に於ては船の長の二分の一間に於ける舷側厚板、輕甲板舷側板、梁上側板及ひ彎曲部外板四條の衝接に用うへき覆板は接合すへき板の厚より十六分の一時を増したる厚と爲し三列釘固著と爲すへし

第六條 第二數二萬四千を超え二萬八千以下の船舶に於ては中央部に於ては船の長の二分の

一間に於ける舷側厚板、輕甲板舷側板、彎曲部外板四條其の他の外層外板及び重甲板又は輕甲板並に第二甲板の梁上側板の銜接に用うへき覆板は接合すへき板の厚に十六分の二吋を増したる厚と爲し三列釘固著と爲すへし

第七條 第二數二萬八千を超え三萬三千以下の鐵船に於ては中央部に於て船の長の二分の一間に於ける外板の銜接、重甲板又は輕甲板及び第二甲板の梁上側板の銜接に用うへき覆板は接合すへき板の厚に十六分の二吋を増したる厚と爲し三列釘固著と爲すへし

第八條 第二數三萬三千を超え四萬以下の鐵船に於ては船の首尾を通して外板の銜接、重甲板又は輕甲板及び第二甲板の梁上側板の銜接に用うへき覆板は接合すへき板の厚に十六分の二吋を増したる厚と爲し中央部に於て船の長の三分の二間は三列釘固著と爲すへし

第九條 第二數一萬三千を超え一萬六千以下の鋼船に於ては中央部に於て船の長の二分の一間に於ける舷側厚板、輕甲板舷側板、梁上側板及び彎曲部外板三條の銜接に用うへき覆板は接合すへき板の厚より二十分の二吋を増したる厚と爲し三列釘固著と爲すへし

第十條 第二數一萬六千を超え二萬以下の鋼船に於ては中央部に於て船の長の二分の一間に於ける舷側厚板、輕甲板舷側板、梁上側板及び彎曲部外板三條其の他の外層外板の銜接に用うへき覆板は接合すへき板の厚に二十分の二吋を増したる厚と爲し三列釘固著と爲すへし

第十一條 第二數二萬を超え二萬四千以下の鋼船に於ては中央部に於て船の長の二分の一間に於ける外板の銜接、重甲板又は輕甲板及び第二甲板の梁上側板の銜接に用うへき覆板は接合すへき板の厚に二十分の三吋を増したる厚と爲して三列釘固著と爲し其の前後に於ける覆板は接合すへき板の厚に二十分の二吋を増したる厚と爲すへし

第十二條 第二數二萬四千を超え二萬八千以下の鋼船に於ては中央部に於て船の長の二分の一間に於ける外板の銜接、重甲板又は輕甲板及び第二甲板の梁上側板の銜接に用うへき覆板は接合すへき板の厚に二十分の四吋、其の前後に於ては二十分の二吋を増したる厚と爲し中央部に於て船の長の四分の三間は三列釘固著と爲すへし

第十三條 第二數二萬八千を超ゆる鋼船に於ては中央部に於て船の長の四分の三間に於ける外板の銜接、重甲板又は輕甲板及び第二甲板の梁上側板の銜接に用うべき覆板は接合すべき板の厚に二十分の四吋、其の前後に於ては二十分の二吋を増したる厚と爲し船の首尾を通して三列釘固著と爲すべし

第十四條 第二數二萬を超え二萬八千以下の鋼船に於ては中央部に於て船の長の二分の一間は本章第十一條及び第十二條の規定に拘らず重甲板又は輕甲板の梁上側板の銜接に二重覆板を附し第二數二萬八千を超ゆる鋼船に於ては中央部に於て船の長の二分の一間は本章第十三條の規定に拘らず重甲板又は輕甲板及び第二甲板の梁上側板の銜接に二重覆板を附すべし

第十五條 幅四十吋を超え四十六吋以下の外層外板又は幅四十八吋を超え五十四吋以下の内層外板の銜接は外板の厚より鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時厚き覆板を附し三列釘固著と爲すべし
前數條の規定に依り三列釘固著と爲すべき外板にして前項の幅を有するものは前數條

に規定したる厚より鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時厚き覆板を附すべし但鋼なるときは二十分の五吋以上外板より厚き覆板を附するを要せず
幅四十六吋を超ゆる外層外板又は幅五十四吋を超ゆる内層外板の銜接は前數條に規定したる厚より鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時厚き覆板を附し且前數條に規定したる固著法より一列釘多き固著と爲すべし但鋼なるときは二十分の五吋以上外板より厚き覆板を附するを要せず

第十六條 三層重甲板船及び三層輕甲板船に於ては前數條の規定に該當せざるときは雖も第二甲板の梁上側板は中央部に於て船の長の二分の一間は三列釘固著と爲すべし

第十七條 外板の二重張と爲すときは其の内外板とも銜接には覆板を附して前數條の規定に従ひ二列釘又は三列釘を以て之を固著し且内外板とも肋骨に固著するの外肋骨間の中央及び縦線に於て相互に固著すべし

第十八條 平板龍骨の銜接に用うべき覆板の厚は彎曲部外板の覆板の厚に要する割合を以て平板龍骨の厚より之を増すべし

第十九條 外層外板と正肋材との間隙には正肋材の縦邊と同幅の填板を附すへし但支水隔壁の部分に於ては其の前後に於ける肋骨迄之を延長せしむるか又は龜甲形填板を附すへし

第二十一章 鉸釘

第一條 鉸釘の徑は第七號表に據り固著すべき板又は山形材の厚きものを表中の板の厚に充て之を定むへし但正肋材と外板と固著すべき鉸釘の徑は正肋材の縦邊の幅三吋を越えるときは八分の七吋又縦邊の幅三吋半なるときは一時を越ゆへからず
外板を船首材、船尾材及び龍骨に固著すべき鉸釘の徑は外板の厚に依りて定めたるものに四分の一吋を増すへし但一時四分の一を越ゆるを要せず

第二條 外板を船首材、船尾材及び龍骨に固著する場合を除くの外二列以上の鉸釘を要する接合に於ては鉸釘の配置は並列法を用うへし

第三條 總て板の横線の固著に於ける釘列線の距離は釘徑の三倍と爲すへし
板の横線の固著に三列釘又は四列釘を用うる場合には銜接に限り終列に於ける釘数は

半數迄に減することを得但鋼板に於ては第二數二萬を越ゆるときは終列に於ける鉸釘の心距は釘徑の五、二五倍を越ゆることを得ず

鉸釘は固著すべき板若し山形材等の縁を距ること釘徑以上又外板の縦線に於ける釘列線の距離は釘徑の二、五倍と爲すへし

第四條 鉸釘の心距は外板の横線、輕甲板、重甲板又は第二甲板の梁上側板の横線に於ては鐵なるときは釘徑の四倍、鋼なるときは三、五倍、鐵甲板若し鋼甲板の横線、内底板の接合及び縦通桁板の横線に於ては釘徑の四倍、外板の縦線、支水隔壁板の接合上甲板の梁上側板に附する山形材の固著、鐵甲板若し鋼甲板の縦線の固著等に於ては釘徑の四、五倍を越ゆへからず但龍骨、船首材及び船尾材と外板との固著及び内龍骨板と平板龍骨との固著に於ける山形材に於ては鉸釘の心距は釘徑の五倍又内龍骨、肋板、正肋材、副肋材等の固著、外板と正肋材との固著及び梁用山形材と梁板との固著に於ては鐵なるときは釘徑の八倍、鋼なるときは釘徑の七倍、鐵甲板若し鋼甲板及び梁上側板と梁との固著に於ける鉸釘の心距は釘徑の八倍と爲すことを得

上甲板下噸數の係數〇、七八以上又は船首の船底扁平なる鋼製汽船に於ては船首に於て船の長の五分の一間扁平なる船底外板の縦縁に於ける鉸釘の心距は鉸釘の四倍又該部に於て外板と正肋材との固著に於ける鉸釘の心距は鉸釘の五、五倍を超ゆへからす
溝形梁、球山形梁又は山形梁を肋骨一本置に取附くるときは梁と鐵甲板又は鋼甲板及ひ梁上側板との固著に於ける鉸釘の心距は鉸釘の五倍を超ゆへからす

第五條 肋骨の心距二十三吋以上の船舶に於ては梁上側板、斷切板等を外板に固著すへき山形材の兩邊には肋骨間に於て各四箇の鉸釘を要すと雖も肋骨の心距二十三吋未満なるときは鉸釘を三箇に減することを得

第六條 舵板を舵骨に固著すへき鉸釘の徑は船の中央部に於て龍骨翼板と其の鄰接外板との固著に要する鉸釘に等しく又鉸釘の心距は鉸釘の五倍を超ゆへからす

第二十二章 支水隔壁

第一條 汽船には首尾及び機關室前後に支水隔壁を設くへし

船首隔壁は最下甲板に於て船首材を距ること船の長の二十分の一より少からざる所に

之を設け上甲板迄達せしむへし

機關室前後の隔壁及び船首隔壁は上甲板迄達せしむへし但覆甲板船に於ては覆甲板と

第二甲板との間に支水隔壁の上部に於て防撓桁板を設くるときは第二甲板に止むることを得

第二條 長二百八十呎以上の汽船若は船首隔壁と機關室前端隔壁との距離船の長の百分の四十二を超ゆる汽船に於ては船首隔壁と機關室前端隔壁との大約中央に支水隔壁を増設し之を上甲板迄達せしむへし但覆甲板船に於ては覆甲板と第二甲板との間に支水隔壁の上部に於て防撓桁板を設くるときは第二甲板に止むることを得

長三百三十呎以上の汽船に於ては前項に掲けたる隔壁の外更に船尾隔壁と機關室後端隔壁との大約中央に支水隔壁を増設し之を前項の高に達せしむへし

長四百呎以上四百七十呎未満の汽船に於ては七箇、長四百七十呎以上五百四十呎未満の汽船に於ては八箇、長五百四十呎以上六百呎未満の汽船に於ては九箇の支水隔壁を設け之を第一項の高に達せしむへし

支水隔壁を規定の高迄同一肋骨に於て達せしむること能はるときは上部支水隔壁の下端と下部支水隔壁の上端とは鐵若は鋼を以て之を接續し水密の構造に爲すへし

第三條 帆船に於ては汽船に準し船首隔壁を設くへし

第四條 船首隔壁には滄水孔又は戸口を、其の他の支水隔壁には滄水孔を設くへからす但船尾隔壁には支水溝を設くることを得此の場合に於ては常に検査し得へき様装置すへし

第五條 支水隔壁板の厚は第一號表に據り其の隔壁は船側に於ては同表に掲ぐる正肋材と同寸法の山形材二條の間に取附け船底に於ては二列釘を以て肋板に固著し甲板及び二重底の内底板には其の兩面に第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を附して之を固著すへし

第六條 支水隔壁には一面には堅に、他面には横に防撓材を設くへし防撓材には第一號表に掲ぐる正肋材より小ならざる山形材を用ゐる堅防撓材は毎二呎六吋以内の距離に設け隔壁の上部より船底肋板迄達せしめ之に固著し二重底を備ふる場合には肘板を以て

之を其の内底板に固著すへし又横防撓材は最下層の甲板以下に於て毎四呎以内の距離に設くへし

水艙の前端又は後端に於ける支水隔壁には特に堅牢なる防撓材を設くへし
上甲板と第二甲板との間に設くる支水隔壁の堅防撓材は船首隔壁及び船尾隔壁の外第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を用うることを得

船首隔壁及び最大幅四十呎以上の隔壁の横防撓材には第一號表に掲ぐる球山形肋骨の深より一時深き球山形材を用ゐる肘板を以て之を船側に固著すへし

幅三十六呎以上四十五呎未満の隔壁には最下層梁の位置より船底に達する防撓桁板一箇、幅四十五呎以上五十五呎未満の隔壁には二箇又幅五十五呎以上六十呎未満の隔壁には三箇を設くへし

第七條 第二層梁、第三層梁又は船梁を要する深の船舶にして該梁上に於て支水隔壁の前後に甲板を張らるときは特設肋骨又は深式肋骨を以て第二層梁、第三層梁又は船梁に代用したるときは第二層梁、第三層梁又は船梁の梁上側板の位置若は最下層の

甲板と船底との中間に於ける船内縦通材の位置に第十章第十一條に掲ぐる溝形特設艙梁と同寸法の横防撓桁板一箇を設くへし

第八條 特設肋骨を以て二層の梁に代用したるときは支水隔壁に特設肋骨間側板の位置に於て第十章第十一條に掲ぐる溝形特設艙梁と同寸法の横防撓桁板二箇を設け且最大幅三十六呎未満の支水隔壁に於ても其の中央に於て堅に防撓桁板一箇を設くへし

第九條 支水隔壁に於て螺旋軸及び諸管等の貫通する部分は水密に構造すへし

第十條 船首隔壁の前部及び船尾隔壁の後部には最大喫水に相當する高迄水を充たし其の他の隔壁には唧筒を以て水を注射し隔壁の水密を試験すへし

第二十三章 甲板

第一條 重甲板船の重甲板に張る木甲板の厚は第三號表に據るへし其の第二甲板の厚は之より二分の一時を減することを得

三層輕甲板船の輕甲板及び第二甲板に張る木甲板の厚は三吋二分の一と爲し二層輕甲板船の輕甲板及び第二甲板に張る木甲板の厚は三吋と爲すへし

覆甲板船の第二甲板に張る木甲板の厚は重甲板船の第二甲板に要するものに等しくし覆甲板の厚は其の第二甲板の厚より四分の一を減することを得

甲板に堅材を用うるときは其の厚を二分の一時減することを得但二吋より少かるへか

上甲板及び第二甲板は總て水密と爲すへし
木甲板の固著釘の寸法は左表に據るへし

木 甲 板 の 厚	固 著 釘 の 徑
二吋半以上三吋半未満	十六分の八吋
三吋半以上四吋未満	十六分の九吋
四吋	十六分の十吋

第二條 鐵甲板若は鋼甲板に木板を張るときは其の厚は上甲板に於ては柔材なれば三吋堅材なれば二吋二分の一と爲すへし但下層の甲板に於ては柔材を用うるも二吋二分の一と爲すことを得

第三條 暴露甲板に木板を張るときは其の甲板の周圍には堅材を用うへし
船口、甲板室等の鐵製又は鋼材の縁材若しは隔壁の縁材の前後兩面には横に一枚の木板
を張り之に木甲板の端末を接せしむへし

第四條 中央部に於て船の長の五分の三間に船橋樓隔壁等の爲め上甲板の木甲板を切斷
するときは隔壁の前後の梁間に鐵板若しは鋼板を張り且其の下面に縦に四呎以内の距離
に山形材を設くへし但此の場合に於ては隔壁直下の梁を省くことを得

第五條 木甲板は幅六吋以下なるときは撰止釘一本を以て毎梁に固著し幅六吋を超ゆる
るときは二本を以て毎梁に固著すへし但幅八吋以下なるときは其の一本は撰込釘を使用
することを得

梁上に鐵板若しは鋼板を張りたるときは之に木甲板を固著すへし

第六條 揚船機、制船機、操舵機、揚貨機、繫船器等は之を固著する爲め其の下部に鐵
板若しは鋼板を張るへし該板の厚は梁上側板に要するもの十分の七より少かるへから
す

第七條 鐵甲板若しは鋼甲板を以て木甲板に代用するときはその厚は第三號表に據り其の
甲板梁は第十一章第十五條の規定に依るへし

第八條 鐵甲板若しは鋼甲板を要する場合及び其の厚は第五號表に據るへし但三層輕甲板
船に於ては船の長と輕甲板梁及び第二甲板梁間の高の二分の一の所迄の深との割合を
又二層輕甲板船に於ては船の長と輕甲板梁及び第二甲板梁間の高の三分の二の所迄の
深との割合を表中の長と深との割合に充つへし

船の中央に於ける鐵甲板の厚十六分の七吋、鋼甲板の厚二十分の七吋乃至二十分の九
吋なるときは中央部にて船の長の二分の一間の前後に於ては鐵甲板なるときは十六分
の一時、鋼甲板なるときは二十分の一時を減し又鐵甲板の厚十六分の八吋以上、鋼甲
板の厚二十分の十吋以上なるときは中央部にて船の長の二分の一間の前後に於て船の
長の八分の一時は鐵甲板なるときは十六分の一時、鋼甲板なるときは二十分の一時、
首尾に於ては鐵甲板なるときは十六分の二吋、鋼甲板なるときは二十分の二吋を減す
ることを得

船口と船口との間に於て断切する鐵甲板の厚十六分の七時以上なるときは十六分の一時、鋼甲板の厚二十分の七時以上なるときは二十分の一時其の厚を減することを得

第九條 第五號表に據り船の全長又は中央部に於て船の長の二分の一間に一層の鐵甲板若は鋼甲板を要するときは二層重甲板船に於ては重甲板、三層重甲板船に於ては重甲板若は第二甲板、輕甲板船に於ては輕甲板若は第二甲板、覆甲板船に於ては第二甲板に之を設くへし

中央部に於ては船の長の二分の一間に鐵甲板若は鋼甲板を張るときは其の前後に於て船の長の八分の一間は漸次其の幅を減して梁上側板に之を會せしむへし

第十條 鐵甲板又は鋼甲板の横縁は中央部に於て船の長の二分の一間は二列釘固著と爲し首尾に於ては一列釘固著と爲すへし但重甲板、輕甲板又は覆甲板船の第二甲板の厚鐵にて十六分の九時以上、鋼にて二十分の九時以上なるときは梁上側板と船口縁材との間に縦通するものは中央部に於て船の長の二分の一間は三列釘固著と爲し首尾に於ては二列釘固著と爲すへし且三列釘固著を要する板の銜接に用うへき覆板の厚は鐵に

て十六分の一時、鋼にて二十分の二時甲板の厚より増すへし

鐵甲板又は鋼甲板の縦縁は一列釘固著と爲すへし但重甲板、輕甲板又は覆甲板船の第二甲板の厚鐵にて十六分の九時以上、鋼にて二十分の九時以上なるときは梁上側板と之に鄰接する板との縦縁は二列釘固著と爲し又重甲板、輕甲板又は覆甲板船の第二甲板の厚鐵にて十六分の十時以上、鋼にて二十分の十時以上なるときは尙其の次に鄰接する板との縦縁も二列釘固著と爲すへし

第十一條 中央部に於て船の長の五分の三間に船橋樓又は船尾樓の隔壁を鐵甲板若は鋼甲板に固著するときは内層甲板に絶甲形填板を附するか又は該部甲板の厚を増すへし

第十二條 鐵甲板若は鋼甲板を要する船舶に於て左表に掲ぐる割合より大なる幅を有する船口其の他の口を設くるときは適當なる長の間該部甲板の厚を増すか又は二重張に爲して其の實效截面は該部に於ける全幅の實效截面より左表の割合に對する實效截面を減したるものより小なるへからす

甲板の種類		船口の部分に於ける甲板の幅と船口の幅との割合	中央部に於て船の長の二分の一間	船の首尾
上	甲 板	百 分 の 十 五	百 分 の 二 十	百 分 の 二 十
第 二	甲 板	百 分 の 二 十	百 分 の 二 十 五	百 分 の 二 十 五
第 三	甲 板	百 分 の 二 十 五	百 分 の 三 十	百 分 の 三 十

第二十四章 二重底及び水艙

第一條 二重底の内底板及び水艙の頂板には密閉し得べき出入口を設け之に鐵製又は鋼製の蓋板を備へ且内底板又は頂板の厚鐵にて十六分の六吋、鋼にて二十分の七吋以下なるときは其周圍に蓋板を受くる爲め縁環を取附くへし

二重底の側桁板及び區畫式二重底の肋板には人孔を設くへし但中心線桁板には之を設くへからず

第二條 二重底及び水艙は總て水密に構造し且之に充分の排氣管を設くへし船首隔壁の前部及び船尾隔壁の後部に於ける水艙には制水板を又其他の水艙には縦通支水隔壁

を中心線に設くへし

第三條 機關室の全部に二重底を設くるときは機關室後端の隔壁の前部に於て之に鄰接する肋骨の心距の二倍の間に塗水溜を設くることを得

艙内に設くる塗水溜は肋骨の心距の二倍以内、車軸隧道内に設くるものは肋骨の心距の六倍以内とす

塗水溜の塗水孔には不還瓣を設くへし

第四條 二重底内には彎曲部内龍骨及び翼内龍骨を設くるを要せず但二重底の全通せるるときは之を肋骨の心距の三倍の間二重底内に延長し且爲し得べき部分に於ては之を縦通桁板に固著するか若は縦通桁板を二重底外に延長して之を固著すへし

二重底内の側桁板は爲し得べき部分に於ては之を首尾に延長すへし

第五條 二重底は船の最大喫水に相當する水高壓力を以て其の水密を試験すへし船首隔壁の前部及び船尾隔壁の後部を水艙として使用し又は艙内に水艙を設くるときは其の頂板上八呎より少からず且最大喫水より少からざる高に相當する水高壓力を以

て其の水密を試験すへし

第二十五章 區畫式二重底

第一條 區畫式二重底の内底板、縦通桁板、肋板、肘板、山形材の寸法及び員数は第六號表に據るへし但中心線に於ける内底板の幅は第二號表に掲ぐる龍骨翼板の幅より少かるへからす

二重底の山形材は船の中央に於て鐵にて厚十六分の七時を超え、鋼にて厚二十分の七時を超ゆるときは首尾に於て船の長の五分の一間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時其の厚を減することを得

汽艙室に於ける肋板其の他の厚は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の二時を増すへし

汽機床を直に内底板に固著するときは該部内底板の厚は中央部に於ける艙内内底板の厚の二倍以上と爲すへし

二重底内の一枚板の肋板に取附くる正肋材の横邊の幅は其の縦邊の幅と同一と爲すこ

とを得

區畫式二重底の縁板の寸法は第六號表に據るへし但中央部に於て船の長の五分の三間を前後に於ては縁板の上邊を除きたる幅は船首に於て十分の一、船尾に於て二十分の三

該表に掲ぐる幅より漸次減することを得又第十一章の規定に依り甲板梁及び艙梁の層數を備ふる船舶又は撥形板等を以て縁板の外部に附する肘板を内底板に特に堅牢に固著する船舶に於ては中央部に於ても縁板の幅を第六號表に掲ぐる幅より十分の一減することを得

第二條 二重底内に於ては肋骨一本置に一枚板の肋板を設け其上端一面に山形材を取附くへし但第二數一萬二千以下なるときは組合せ板の肋板を用うることを得

船首より船の長の五分の一に相當する箇所より前方船首隔壁に至る間には肋骨毎に肋板を設くへし

汽機の下に於ては肋骨毎に、汽艙の下に於ては肋骨一本置に上端兩面に山形材を附したる一枚板の肋板を設くへし

第三條

平板龍骨を有する船舶及び第二數一萬八千以上にして側板龍骨を有する船舶に於ては肋板を附せざる肋骨は肘板を以て之を中心線桁板に固著すへし但第二數三萬八千以上の船舶に於ては肘板の頂部の幅は中央部に於て船の長の五分の三間は内底板の下面に附する山形材に三箇の鉸釘を以て固著するに充分ならしむへし
機關室の肋板及び第二數二萬四千以上の船舶の中央部に於て船の長の二分の一間に於ける肋板は其の兩面に堅に山形材を附して中心線桁板に固著すへし

第四條

縁板は第六號表に掲ぐる山形材を以て外板に固著し且二重底の外板に於ては肋骨毎に、内部に於ては肋板を附せざる肋骨毎に肘板及び山形材を以て固著すへし但第二數三萬八千以上の船舶に於ては内部に附する肘板の頂部の幅は中央部に於て船の長の五分の三間は内底板の下面に附する山形材に三箇の鉸釘を以て固著するに充分ならしめ又外部に附する肘板は彎曲上部に達せしむへし

第二數三萬以上四萬未満の船舶に於ては縁板の外板に附する肘板は中央部に於て船の長の二分の一間は二重山形材を以て縁板に固著し且肋骨三本置に撥形板を以て内底板に

固著すへし但深式肋骨又は特設肋骨を以て船梁に代用するときは第二數二萬以上三萬未満の船舶に於ても中央部に於て船の長の二分の一間は二重山形材を以て縁板に固著すへし

第二數四萬以上五萬未満の船舶に於ては縁板の外板に附する肘板は後部に於て船の長の四分の一間を除くの外二重山形材を以て縁板に固著し且肋骨二本置に撥形板を以て内底板に固著すへし

第二數五萬以上の船舶に於ては縁板の外板に附する肘板は船の首尾を通して二重山形材を以て縁板に固著し且肋骨一本置に撥形板を以て内底板に固著すへし

第五條 内底板の下面には肋板を附せざる肋骨に對する部分に肋板の上端に附する山形材に要するものと同寸法の山形材を取附くへし

第六條 中心線に於ける内底板の接合及び機關室に於ける内底板の横縁は二列釘固著と爲すへし

第二數二萬以上三萬未満なるときは内底板の横縁は中央部に於て船の長の二分の一

は二列釘固著と爲し第二數三萬以上三萬八千未満なるときは内底板の横縁及び中心線内底板に鄰接する板の縦縁は總て二列釘固著と爲し第二數三萬八千以上なるときは其の他の内底板の縦縁は中央部に於て船の長の二分の一間は總て二列釘固著と爲すへし

第七條 側桁板及び縁板の横縁は二列釘固著と爲すへし
中心線桁板の銜接は二重覆板を附し三列釘固著と爲すへし但終列に於ける釘數は半數迄に減し又第二數二萬一千以下なるときは二列釘固著と爲すことを得
各覆板の厚は接合すべき板の厚の二分の一に鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の三吋を加へたるものと爲すへし

第八條 上甲板下噸數の係數〇・七八以上又は船首の船底扁平なる鋼製汽船に於ては龍骨翼板に鄰接する外板二條の厚は船首隔壁より中央部に至る間は中央部に要する外板の厚より減することを得す

第九條 區畫式二重底を備ふる船舶に於ては方形龍骨を用うることを得す
第十條 肋骨毎に中心線桁板より縁板迄貫通する肋骨を用ゐて區畫式二重底を構造する

ときは中心線桁板と縁板との大約中央に斷切桁板を設け山形材を以て之を肋板、内底板及び外板に固著すへし但内底板に於て測りたる縁板間の幅三十四呎以上なるときは中心線桁板と縁板との間に斷切桁板二條を設け汽機室に於ては第六號表に掲ぐる側桁板と同數の斷切桁板を設くへし
汽機の下に於ては肋板毎に又汽機臺を支ふる肋板には其の上端兩面に山形材を附すへし

第十一條 區畫式二重底の部分に於ける外板は肋骨毎に肋板を附したるときは龍骨翼板を除き鐵にて厚十六分の十吋以上、鋼にて厚二十分の十一吋以上のものに限り第二號表に掲ぐる厚より鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を減することを得但此の場合に於ても第八條の規定に依るへし

第十二條 二重底の構造に於て肋板、肘板及び斷切桁板等に矩形鋼板を使用するときは其の厚は第六號表に掲ぐるものに二十分の一時を増すへし

第二十六章 船首下に縦通桁板を用ゐて構造したる二重底

第一條 肋骨上に縦通桁板を用ゐて構造したる二重底の内底板、縁板、縦通桁板、肘板の厚及び山形材の寸法は區畫式二重底に要するものに等しく中心線に於ける内底板の幅は第二號表に掲ぐる龍骨翼板の幅より又中心線縦通桁板の高は十八時より少からず且縦通桁板の距離は三呎を超ゆへからず

第二條 二重底の縁板は第六號表に掲ぐる山形材を以て外板に固著し且其の内外に於て肘板及び山形材を以て肋骨毎に固著すへし但外部に附する肘板は彎曲上部に達せしむへし

第二數三萬以上四萬未満の船舶に於ては縁板の外部に附する肘板は中央部に於て船の長の二分の間は二重山形材を以て縁板に固著し且肋骨三本置に撥形板を以て内底板に固著すへし但深式肋骨又は特設肋骨を以て船梁に代用するときは第二數二萬以上三萬未満の船舶に於ても中央部に於て船の長の二分の間は二重山形材を以て縁板に固著すへし

第二數四萬以上五萬未満の船舶に於ては縁板の外部に附する肘板は後部に於て船の長

の四分の間を除くの外二重山形材を以て縁板に固著し且肋骨二本置に撥形板を以て内底板に固著すへし

第二數五萬以上の船舶に於ては縁板の外部に附する肘板は船の首尾を通して二重山形材を以て縁板に固著し且肋骨一本置に撥形板を以て内底板に固著すへし
内底板の接合は一列釘を以て固著し待へしと雖も中心線内底板及び維板の横縁は二列釘固著を爲すを要す

第三條 二重底内には彎曲部内龍骨及び翼内龍骨を設くるを要せずと雖も船首の船底扁平なるときは船首より船の長の五分の一に相當する箇所より前部二重底内に斷切板翼内龍骨を設くへし

縦通桁板には其の上下兩端に縦通する山形材を取附け上端は内底板に下端には二重副肋材に之を固著すへし

第四條 二重底を設くる部分に於ける外板は龍骨翼板を除き鐵にて厚十六分の十吋以上鋼にて厚二十分の十一吋以上なるときは第二號表に掲ぐる厚より鐵なるときは十六分

の一時、鋼なるときは二十分の一時を減することを得但此の場合に於ても前章第八條の規定に依るへし

第二十七章 内張板

第一條 船底に於ては彎曲上部迄厚二時半より少からざる木板を張詰め其の以上船側に於ては厚二時より少からざる木板を張詰むるか若は適當の間隔に之を取附くへし但検査又は塗替の爲め容易に取外し得へき様取附くるを要す

第二條 二重底の内底板には厚一時半より少からざる枕木を設け之に厚二時半より少からざる内張板を取附くへし

第二十八章 車軸隧道

第一條 車軸隧道板の厚は第一號表に掲ぐる隔壁の下部に用うべき板の厚に等しくし船口の直下に於ける頂板の厚は鐵なるときは之に十六分の二時以上鋼なるときは二十分の二時以上を増すか若は厚二時以上の木板を以て之を覆ふへし
車軸隧道には第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を横に四呎以内の距離に取附

くへし但船口の直下に於ては其の距離三呎を超えす又船尾隔壁の前部に於て船側に固著する頂板には肋骨の心距と同距離に之を設くへし

車軸隧道は水密に構造し機關室後端の隔壁に設くる車軸隧道の出入口には支水戸を備へ最大喫水線以上に於て之を開閉し得へき装置と爲すへし

第二十九章 船首樓、船尾樓及び船橋樓

第一條 龍骨の上面より上甲板梁の上面迄の深十四呎未満の船舶には特に相當の補強構造を加ふるにあらざれば船首樓又は船尾樓を設くることを得す

第二條 船首樓、船尾樓及び船橋樓の外板、梁上帶板、梁上側板、梁上側板の山形材及び木甲板の寸法は上甲板に要するものより其の四分の一を減することを得但外板は覆甲板船の上部に用うべきものより厚きを要せず

外板、梁上側板及び梁上帶板の横縁は二列釘固著と爲すへし

第三條 梁は肋骨一本置に取附け之に梁柱を設くへし又船體上端の形狀圓形なるときは長十八吋以上梁を正肋材に重ねて固著すへし

第四條 第二數一萬八千以上の船舶の船首樓に於ては肋骨一本置に副肋材を船首樓甲板迄達せしめ若は上甲板と船首樓甲板との中央に於て第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を二枚合せと爲し之を兩舷に取附け其の前端は肘板を以て結續すへし
輕甲板上に於て船首樓、船尾樓又は船橋樓を設くるときは該部に於ける副肋材は總て輕甲板迄達せしむへし

第五條 船首樓、船尾樓及び船橋樓の上端の圓形なる部分に用うる外板の厚は船首樓、船尾樓及び船橋樓の梁上側板に要するものに等しくすへし

第六條 船尾樓及び船橋樓の前端に於ける隔壁の厚は船尾樓及び船橋樓の外板の厚に等しくし鐵なるときは之より十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時厚き縁材を備ふへし

隔壁及び縁材には第一號表に掲ぐる球山形肋骨の深より一時深き球山形材を堅に三十時の距離に取附け其の上下兩端は肘板を以て之を鐵甲板或は梁上に設くる鐵板若は鋼板に固著すへし但船尾樓の長船の長の八分の一を超えざるか又は船尾樓と

船橋樓と接近するときは船尾樓の前端に於ける隔壁に又船橋樓の長船の長の五分の一を超えざるときは船橋樓の前端に於ける隔壁に球板及び副肋材と同寸法の山形材の代りに第一號表に掲ぐる正肋材と同寸法の山形材を用うることを得

第七條 船橋樓の前後に於て之に鄰接する舷橋板は特に之を厚くし肘板を以て之を支へ又其の排水孔の四隅は圓形と爲し且縁環を取附くへし

第八條 中央部に於て船の長の二分の一間に船首樓の後端、船尾樓の前端又は船橋樓の兩端の内何れか止まるるときは該端の前後各十呎以上の間輕甲板舷側板若は重甲板船の舷側厚板を二重張と爲し且上甲板の梁上側板の厚を増すへし但船橋樓の長船の長の十分の一を超えざるときは此の限に在らず

第九條 船橋樓の正肋材を上甲板に於て切斷するときは其の下端は肘板を以て上甲板の梁上側板に固著すへし

第十條 第二數一萬五千以上にして船首樓、船尾樓、低船首樓若は低船尾樓と船橋樓との合長、船の長の五分の二を超ゆる船舶又同數にして深の十一倍を超ゆる長を有する

船舶に船の長の五分の一以上なる船橋樓を設くるときは中央部に於て船の長の二分の一間は輕甲板舷側板若は重甲板船の舷側厚板を二重張と爲すへし但二層重甲板船にして其の長、深の十三倍を超えざる場合に船橋樓の部分に於て副肋材を總て重甲板梁上側板迄達せしむるときは此の限に在らず

第十一條 船橋樓の長、船の長の五分の二を超ゆる船舶に於て船橋樓の外板及び深上側板を左表の寸法と爲し其の外板の縦縁を二列釘固著と爲し上端外板の横縁に接合すべき板の厚より鐵なるときは十分の一時、鋼なるときは二十分の一時厚き覆板を附して三列釘固著と爲し梁上側板に附すべき山形材を第二甲板の梁上側板に要するものと等しく船橋樓の梁上に鐵なるときは厚十六分の五時、鋼なるときは厚二十分の六時の板を張詰め且船橋樓の兩端の前後各十呎以上の間の輕甲板舷側板若は重甲板の舷側厚板を二重張と爲すときは前條の規定に依るを要せず

第二數	外板				梁上側板	
	上	端	其	他	鐵	鋼
一萬五千未滿	幅三十六分ノ八時	厚二十六分ノ八時	厚二十六分ノ八時	厚二十分ノ八時	幅三十六分ノ八時	幅三十六分ノ八時
一萬五千以上	幅三十六分ノ八時	厚二十六分ノ八時	厚二十六分ノ八時	厚二十分ノ八時	幅三十六分ノ八時	幅三十六分ノ八時
一萬八千未滿	幅三十六分ノ九時	厚二十六分ノ九時	厚二十六分ノ九時	厚二十分ノ八時	幅三十六分ノ八時	幅三十六分ノ八時
一萬八千以上	幅三十六分ノ九時	厚二十六分ノ九時	厚二十六分ノ九時	厚二十分ノ八時	幅三十六分ノ八時	幅三十六分ノ八時
二萬一千未滿	幅三十六分ノ十時	厚二十六分ノ十時	厚二十六分ノ十時	厚二十分ノ九時	幅三十六分ノ八時	幅三十六分ノ八時
二萬一千以上	幅三十六分ノ十時	厚二十六分ノ十時	厚二十六分ノ十時	厚二十分ノ九時	幅三十六分ノ八時	幅三十六分ノ八時
二萬四千未滿	幅三十六分ノ十一時	厚二十六分ノ十一時	厚二十六分ノ十一時	厚二十分ノ九時	幅三十六分ノ九時	幅三十六分ノ九時
二萬四千以上	幅三十六分ノ十一時	厚二十六分ノ十一時	厚二十六分ノ十一時	厚二十分ノ九時	幅三十六分ノ九時	幅三十六分ノ九時
二萬七千未滿	幅三十六分ノ十二時	厚二十六分ノ十二時	厚二十六分ノ十二時	厚二十分ノ九時	幅三十六分ノ十時	幅三十六分ノ十時
二萬七千以上	幅三十六分ノ十二時	厚二十六分ノ十二時	厚二十六分ノ十二時	厚二十分ノ九時	幅三十六分ノ十時	幅三十六分ノ十時

第三十章 低船首樓及び低船尾樓

第一條 低船首樓及び低船尾樓を設くる船舶に於ては上甲板の高に於て船の首尾を通して舷側厚板を設くへし

低船首樓及び低船尾樓の外板の厚は舷側厚板以下の船體上部の外板の厚、鐵にて十六分の七時以上なるときは之より十六分の一時を減し鋼にて二十分の七時以上なるときは之より二十分の一時を減することを得

第二條 低船尾樓甲板の梁、梁上側板、梁上帶板及び甲板の寸法は上甲板に用うるものに等しくすへし低船尾樓の長船の長の四分の一を超えざるときは木甲板の厚は上甲板の木甲板より二分の一吋減することを得但二吋半より小なるへからす

第三條 底船尾樓の前端には船橋樓の外板に等き厚の隔壁を設け其の後面には第一號表に掲ぐる正肋材と同寸法の山形材を豎に三十吋の距離に取附くへし

隔壁は上甲板の鐵甲板若は鋼甲板に山形材を以て固著すへし但其の隔壁に鐵甲板若は鋼甲板の達せざるときは該部上甲板の位置に其の梁上帶板より小ならざる鐵板若は鋼板を横に取附け山形材を以て之を隔壁に固著し上甲板の端末を之に取附くへし又該板を上甲板梁に固著せざる時は肘板を以て之を支ふへし

第四條 低船尾樓を設くる部分に於ける副肋材、梁及び艙内縦通材の設置は第一章第四條に規定したる深に上甲板梁の上面より低船尾樓甲板梁の上面迄の深を加へたるものを規程の深に充て之を定むへし

前項の深二十四呎以上にして艙梁の艙口の兩側に半梁を附せざる時は該艙口の部分

に特設肋骨一箇を設け之を低船尾樓甲板の梁上側板迄達せしむへし

第五條 低船尾樓の前端の前後に於て上甲板の舷側厚板は適當なる長の間之を二重張と爲すへし

低船尾樓と船橋樓とを連續するときは其の部分の前後に於て低船尾樓の外板を二重張と爲すか若は低船尾樓の外板の厚を増し且舷側厚板を二重張と爲し又船橋樓に鄰接する低船尾樓の舷側板は其の厚を増し且船橋樓の前端に於ける舷側厚板を二重張と爲すへし

低船尾樓の前端の前後に於て適當なる長の間低船尾樓の外板、上甲板の舷側厚板及び其の下部に於ける外板一條の横縁は三列釘固著と爲すへし但之を衝接と爲すへきは覆板の厚を増すへし

第六條 上甲板の梁上側板は低船尾樓の前端より大約肋骨の心距の七倍後部に延長し低船尾樓甲板の梁上側板は大約肋骨の心距の四倍前部に延長し又上甲板下の梁上側板は大約肋骨の心距の八倍相累ね肋骨一本置に肘板を以て之を支へ且船橋樓の梁上側板も

亦適當なる長の間後部に延長すへし

第七條 上甲板の全部又は一部に鐵甲板若は鋼甲板を要する船舶に船の長の四分の一を
超ゆる低船尾樓を設くるときは左に掲ぐる構造を爲すへし

船の大小及び長さ深さの割合に依り上甲板の鐵甲板若は鋼甲板は肋骨の心距の二倍若
は三倍後部に延長し低船尾樓甲板と相累ぬへし

低船尾樓の前端に設くる隔壁の後面には第五號表に掲ぐる上甲板に等き厚の膜板四箇
以上を豎に甲板間に取り付け其の兩面に山形材を用ゐて之を隔壁及び上下の鐵板若は鋼
板に固著し且膜板の後縁には山形材を取附くへし

隔壁の前面には前項の膜板を附したる部分に幅十五時より少からざる防撓板を取附け
肘板を以て之を上下の鐵板若は鋼板に固著すへし

隔壁の前後に於て長十八呎以上の間は低船尾樓の外板を二重張と爲すへし

第八條 前條に規定したる船舶にして第二數二萬四千以上二萬六千未満なるときは肋骨
の心距の四倍、第二數二萬六千以上なるときは五倍上甲板及び低船尾樓の甲板を相累

ね隔壁の前面に附する防撓板の幅を十八時以上と爲し且船尾より測り船の長の四分の
一の所より隔壁の前面八呎の所迄低船尾樓の外板を二重板と爲すへし

第九條 上甲板を隔壁の後部に延長することを要せざる船舶に於ては其の大小及び長さ
深さの割合に依り隔壁の兩面に名第五號表に掲ぐる上甲板に等き厚の肘板四箇又は五
箇を豎に取り付け甲板に固著すへし

第十條 第二數二萬を超ゆるか又は深の十三倍を超ゆる長を有する船舶に於ては隔壁と
汽機室口の後端との距離は肋骨の心距の四倍より少かるへからず

第十一條 低船尾樓の鐵甲板若は鋼甲板は其の兩面に第二甲板の梁上側板に附すへき山
形材に要する寸法の山形材を附して隔壁に固著すへし

第十二條 低船首樓を設くる船舶の構造及び寸法は本章中低船尾樓を設くる船舶に對し
て定めたるものに準すへし

第三十二章 適當比例の船舶

第一節 總則

第一條 過當比例の船舶とは長、深の十一倍を超ゆるものを謂ふ
過當比例の船舶には其の長と深との割合及び第二數に依り本章の規定に従ひ縱強力を増加すべき構造を爲すへし

本章に於ける球板は船の幅一呎に付四分の一時の深を有し又球板の深一時に付鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時の厚を有するものなるを要す

第二條 第二數二萬八千を超ゆる船舶にして長、深の十一倍を超え十二倍以下なるときは舷側厚板及び輕甲板舷側板の銜接は中央部に於て船の長の四分の三間二重覆板を附し又長、深の十二倍を超ゆるときは舷側厚板の下縁に鄰接する外板の銜接にも中央部に於て船の長の二分の一間二重覆板を附すへし

第三條 三層重甲板船に於ては船の長、第二甲板梁の上面に至る梁の十一倍を超ゆるときは彎曲部及び船底に於て本章に規定する構造を爲し又船の長、重甲板梁の上面に至る深の十一倍を超ゆるときは總て本章の規定に依るへし

第四條 三層輕甲板船に於ては彎曲部及び船底に於て本章に規定する構造を爲し其の他

の部分に於て過當比例の爲め縱強力を増加すべき構造は船の長と輕甲板梁及び第二甲板梁間の高の二分の一の所迄の深との割合を本章に規定する船の長と深との割合に充て本章の規定に依るへし

二層輕甲板船に於ては船の長と輕甲板梁及び第二甲板梁間の高の三分の二の所迄の深との割合を本章に規定する船の長と深との割合に充て本章に規定する構造を爲すへし

輕甲板船に於ては舷側厚板及びひ之に接する外板の寸法を増加する代りに輕甲板舷側板及びひ之に接する外板の寸法を増加することを得

第二節 深の十一倍を超え十二倍以下の長を有する船舶

第五條 第二數一萬四百五十未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

- 一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の二分の一間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと
- 二 彎曲部内龍骨に中央部二分の一間球板を挿入すること

三 彎曲部に於ける外板一條の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

第六條 第二數一萬四百五十以上一萬五千五百未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の五分の三間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

二 彎曲部内龍骨に中央部二分の間球板を挿入すること

三 彎曲部に於ける外板一條の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

第七條 第二數一萬五千五百以上一萬八千七百未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の四分の三間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

二 彎曲部内龍骨に中央部二分の間球板を挿入すること

三 彎曲部に於ける外板一條の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の一時、

鋼なるときは二十分の一時増すこと

第八條 第二數一萬八千七百以上二萬六千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の四分の三間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

二 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること

三 彎曲部に於ける外板二條の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

第九條 第二數二萬六千以上三萬五千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の四分の三間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の

二時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

三 翼内龍骨に中央部二分の間球板を挿入すること

四 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入し且中央部二分の一の間斷切板を取附くること

五 彎曲部縱通材に中央部二分の一の間斷切板を取附くること

第十條 第二數三萬五千以上四萬未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の四分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板の厚を中央部二分の一間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

三 翼内龍骨に中央部二分の一の間斷切板を取附くること但斷切板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の斷切板に等しくし深は其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附け得へきものと爲すへし

四 彎曲部内龍骨に中央部三分の二間球板を挿入し且中央部二分の一の間斷切板を取附くること

五 彎曲部縱通材に中央部五分の三間斷切板を取附くること

第十一條 第二數四萬以上五萬未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の四分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板の厚を中央部二分の一間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

三 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び複甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部五分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

四 翼内龍骨に中央部に於て船の長の二分の一の間斷切板を取附くること但斷切板は斷切板に切附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の斷切板に等しくし深は其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附け得へきものと爲すへし

五 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入し且中央部二分の一の間斷切板を取附

くるいせ

六 彎曲部縦通材に中央部五分の三間斷切板を取附くること

第三節

深の十二倍を超え十三倍以下の長を有する船舶

第十二條 第二數一萬四百五十未満の船舶に於ては本章第八條に規定したる補強を爲す

へし

第十三條 第二數一萬四百五十以上一萬八千七百未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

し

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の四分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板の厚を中央部二分の一間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

三 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること

四 彎曲部に於ける外板二條の厚を中央部二分の一間は鐵なるときは十六分の二吋、

鋼なるときは二十分の二吋増すこと

第十四條

第二數一萬八千七百以上二萬六千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の四分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板の厚を中央部二分の一間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

三 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること

四 彎曲部縦通材に中央部二分の一間斷切板を取附くるか若は彎曲部に於ける外板三條の厚を中央部二分の一間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと

第十五條 第二數二萬六千以上三萬五千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板の厚を中央部に於て船の長の四分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋を増すこと

- 二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋を増すこと
 - 三 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部五分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと
 - 四 翼内龍骨に中央部二分の間球板を挿入すること
 - 五 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入し且中央部二分の間斷切板を取附くること
 - 六 彎曲部縱通材に中央部二分の間斷切板を取附くること
- 第十六條** 第二數三萬五千以上四萬未滿の船舶に於ては左の補強を爲すへし
- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと
 - 二 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部五分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋を増

- 三 翼内龍骨に中央部二分の間堅板を取附ること但堅板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の堅板に等しくし深は其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附け得へきものと爲すへし
 - 四 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入し且中央部二分の間斷切板を取附くること
 - 五 彎曲部縱通材に中央部五分の三間斷切板を取附くること
- 第十七條** 第二數四萬以上五萬未滿の船舶に於ては左の補強を爲すへし
- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと
 - 二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと
 - 三 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部五分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増す

いしや

- 四 翼内龍骨に中央部二分の一の間堅板を取附くること但堅板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の堅板に等しくし深は其の四分の三に等からしめ其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附くへし
- 五 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入し且中央部二分の一の間斷切板を取附くること
- 六 彎曲部縱通材に中央部五分の三間斷切板を取附くること

第四節 深の十三倍を超え十四倍以下の長を有する船舶

- 第十八條 第二數一萬四百五十未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし
 - 一 舷側厚板に中央部に於て船の長の五分の三間幅十八時の二重張板を取附くること
 - 二 山形材二枚合せの翼内龍骨を設くること
 - 三 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること
 - 四 彎曲部縱通材に中央部二分の一の間球板を挿入すること

- 五 彎曲部に於ける外板二條の厚を中央部二分の一の間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

第十九條 第二數一萬四百五十以上一萬五千五百未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

- 一 舷側厚板に中央部に於て船の長の五分の三間幅二十時の二重張板を取附くること
- 二 翼内龍骨に斷切板を取附くること
- 三 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること
- 四 船梁の設なきときは彎曲部縱通材に中央部二分の一の間球板を挿入すること
- 五 彎曲部に於ける外板二條の厚を中央部二分の一の間鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

第二十條 第二數一萬五千五百以上一萬八千七百未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の五分の三間は梁上側板の下部に於て二重張と爲

- 二 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること
- 三 彎曲部縦通材に中央部二分の一間斷切板を取附くるか若は彎曲部に於ける外板三條の厚を中央部二分の一間は鐵なるときは十六分の一吋、鋼なるときは二十分の一吋増すこと

第二十二條 第二數一萬八千七百以上二萬六千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の五分の三間は梁上側板の下部に於て二重張と爲すこと
- 二 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部二分の一間は鐵なるときは十六分の一吋、鋼なるときは二十分の一吋増すこと
- 三 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること
- 四 彎曲部縦通材に中央部二分の一間斷切板を取附くること

第二十三條 第二數二萬六千以上三萬五千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと
- 二 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部五分の三間は鐵なるときは十六分の一吋、鋼なるときは二十分の一吋増すこと
- 三 中心線内龍骨の豎板の深は第三號表に掲ぐる寸法に其の四分の一を増すこと
- 四 翼内龍骨に中央部二分の一間球板を挿入すること
- 五 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入し且中央部二分の一間斷切板を取附くこと
- 六 彎曲部縦通材に中央部五分の三間斷切板を取附くること

第二十四條 第二數三萬五千以上四萬未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと
- 二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板を中央部二分の一間は二重張と爲すこと

- 三 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部五分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増すこと
 - 四 中心線内龍骨の堅板の深は第三號表に掲ぐる寸法に其の四分の一を増すこと
 - 五 翼内龍骨に中央部二分の間堅板を取附けること但堅板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の堅板に等しく深は其の四分の三に等からしめ其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附くへし
 - 六 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入し且中央部二分の間斷切板を取附くること
 - 七 彎曲部縱通材に中央部五分の三間斷切板を取附くること
- 第二十四條 第二數四萬以上五萬未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし
- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと
 - 二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板を中央部二分の間は二重張と爲すこと

- 三 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板に中央部五分の三間幅四十二吋の二重張板を取附くること
 - 四 中心線内龍骨の堅板の深は第三號表に掲ぐる寸法に其の四分の一を増すこと
 - 五 翼内龍骨に中央部二分の間堅板を取附けること但堅板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の堅板に等しく深は其の四分の三に等からしめ其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附くへし
 - 六 彎曲部内龍骨に中央部二分の間堅板を取附けること但堅板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の堅板に等しく深は其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附け得へきものと爲すへし
 - 七 彎曲部縱通材に中央部五分の三間斷切板を取附くること
- 第五節 深の十四倍を超え十五倍以下の長を有する船舶
- 第二十五條 第二數一萬四百五十未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし
- 一 舷側厚板に中央部に於て船の長の四分の三間幅二十吋の二重張板を取附くること

- 二 船の首尾を通して二枚の山形材間に球板を挿入したる翼内龍骨を設けること
- 三 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること
- 四 彎曲部縦通材に中央部二分の一の間球板を挿入し且中央部二分の一の間断切板を取附くるか若は断切板の代りに彎曲部に於ける外板一條を中央部二分の一の間は二重張と爲すこと

第二十六條 第二數一萬四百五十以上一萬五千五百未満の船舶に於ては左の補強を爲す

- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は梁上側板の下部に於て二重張と爲すこと
- 二 翼内龍骨に断切板を取附くること
- 三 彎曲部内龍骨部に中央部五分の三間第四號表に掲ぐる第二甲板梁に用うべきものと同寸法の球板を挿入すること
- 四 彎曲部縦通材に中央部二分の一の間断切板を取附くるか若は彎曲部に於ける外板一條を中央部二分の一の間は二重張と爲すこと

條を中央部二分の一の間は二重張と爲すこと

第二十七條 第二數一萬五千五百以上一萬八千七百未満の船舶に於ては左の補強を爲す

- 一 舷側甲板を中央部に於て船の長の四分の三間は梁上側板の下部に於て二重張と爲すこと
 - 二 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部二分の一の間は鐵なるときは十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと
 - 三 彎曲部内龍骨に中央部五分の三間球板を挿入すること
 - 四 彎曲部縦通材に中央部二分の一の間断切板を取附くるか若は彎曲部に於ける外板一條を中央部二分の一の間は二重張と爲すこと
- 第二十八條 第二數一萬八千七百以上二萬六千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし
- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと

二 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増す

こし

三 中心線内龍骨の堅板の深は第三號表に掲ぐる寸法に其の四分の一を増すこと

四 翼内龍骨に中央部二分の間球板を挿入すること

五 彎曲部内龍骨に中央部三分の間球板を挿入すること

六 彎曲部縦通材に中央部二分の間斷切板を取附くること

第二十九條 第二數二萬六千以上三萬五千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと

二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板を中央部二分の間は二重張と爲すこと

三 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を中央部五分の三間は鐵なるときは十六分の二吋、鋼なるときは二十分の二吋増す

こし

四 中心線内龍骨の堅板の深は第三號表に掲ぐる寸法に其の四分の一を増すこと

五 翼内龍骨に中央部二分の間堅板を取附くること但堅板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の堅板に等しくし深は其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附け得へきものと爲すへし

六 彎曲部内龍骨に中央部三分の間球板を挿入し且中央部五分の間斷切板を取附くること

七 彎曲部縦通材に中央部五分の間斷切板を取附くること

第三十條 第二數三萬五千以上四萬未満の船舶に於ては本章第二十四條に規定したる補強を爲すへし

第六節 深の十五倍を超え十六倍以下の長を有する船舶

第三十一條 第二數一萬四百五十以上一萬五千五百未満の船舶に於ては左の補強を爲す

一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は梁上側板の下部に於て二重張と爲す

二 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

三 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

四 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

五 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

六 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

七 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

八 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

九 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

十 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

十一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

十二 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

十三 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

十四 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲す

すいり

二 舷側厚板の下部に鄰接する外板の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の

一時、鋼なるときは二十分の一時増すこと

三 翼内龍骨に斷切板を取附くること

四 彎曲部内龍骨に中央部五分の間球板を挿入すること

五 彎曲部縦通材に中央部二分の間斷切板を取附くるか若は彎曲部に於ける外板一條を中央部二分の間は二重張と爲すこと

第三十三條 第二數一萬五千五百以上一萬八千七百未満の船舶に於ては左の補強を爲す

へし

一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと

二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板の厚を中央部二分の間は鐵なるときは十六分の

二時、鋼なるときは二十分の二時増すこと

三 彎曲部内龍骨に中央部五分の間斷切板を取附くること

四 彎曲部縦通材に中央部二分の間斷切板を取附くるか若は彎曲部に於ける外板一條を中央部二分の間は二重張と爲すこと

第三十三條 第二數一萬八千七百以上二萬六千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと

二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板を中央部二分の間は二重張と爲すこと

三 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板の厚を

中央部二分の間は鐵なるときは十六分の二時、鋼なるときは二十分の二時増す

こと

四 中心線内龍骨の堅板の深は第三號表に掲ぐる寸法に其の四分の一を増すこと

五 翼内龍骨に中央部二分の間球板を挿入すること

六 彎曲部内龍骨に中央部五分の間球板を挿入し且中央部二分の間斷切板を取附

くること

七 彎曲部縦通材に中央部五分の間斷切板を取附くること

第三十四條 第二數二萬六千以上三萬五千未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと
- 二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板を中央部五分の三間は二重張と爲すこと
- 三 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板に中央部二分の一の間幅四十時の二重張板を取附けること
- 四 中心線内龍骨の豎板の深は第三號表に掲ぐる寸法に其の四分の一を増すこと
- 五 翼内龍骨に中央部二分の一の間幅板を取附けること但豎板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線單板内龍骨の豎板に等しくし深は其の四分の三に等からしめ其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附くへし
- 六 彎曲部内龍骨に中央部三分の二間球板を挿入し且中央部五分の三間は斷切板を取附けること
- 七 彎曲部縦通材に中央部五分の三間斷切板を取附けること

第三十五條 第二數三萬五千以上四萬未満の船舶に於ては左の補強を爲すへし

- 一 舷側厚板を中央部に於て船の長の四分の三間は二重張と爲すこと
- 二 舷側厚板の下縁に鄰接する外板を中央部五分の三間は二重張と爲すこと
- 三 舷側厚板の下部二枚目の外板を中央部二分の一間は二重張と爲すこと
- 四 重甲板の梁上側板、輕甲板の梁上側板及び覆甲板船の第二甲板の梁上側板に中央部五分の三間幅五十時の二重張板を取附けること
- 五 中心線内龍骨の豎板の深は第三號表に掲ぐる寸法に其の四分の一を増すこと
- 六 翼内龍骨に中央部二分の一の間幅板を取附けること但豎板は斷切板に取附け其の厚は第三號表に掲ぐる中心線内龍骨の豎板に等しくし深は其の四分の三に等からしめ其の兩面上下に同表に掲ぐる山形材を取附くへし
- 七 彎曲部内龍骨に中央部二分の一の間幅の豎板と同寸法の豎板を取附けること
- 八 彎曲部縦通材に中央部五分の三間斷切板を取附けること

第三十二章 艙口、機關室口其他甲板上の諸口

第一條 艙口兩端の梁には其の兩面に山形材を取附くる代りに之と同強力の山形材一箇

を梁の外面に取付け之に縁材を固著し且必要なるときは該梁に鐵板若は鋼板を附して甲板の端末を固著することを得へからしむへし又艙口の両側に沿ひ梁上帶板の設なきときは其の梁上帶板に要する寸法の板を附して縁材を固著すへし

第二條 上甲板及び第二甲板の艙口の長十二呎以上十六呎以下なるときは其の中央に取外し得へき堅牢の梁を設け其の梁枝を縁材の下端迄達せしめ長十六呎を超え二十呎以下なるときは其の中央に縦梁の下部迄達すへき深にして両面上下に山形材を附したる板梁を設け且艙口の両側に第五號表に掲ぐる梁上帶板の幅の二倍に等き幅を有する鐵板若は鋼板を取付け之を艙口の前後に於て梁の心距の二倍の所迄達せしむへし又長二十呎を超ゆるときは板梁の數を増し且梁上側板及び梁上帶板の幅を増すへし但艙口の幅、船の幅の五分の二を超ゆるか又は其の長、船の長の十分の一を超ゆるときは其の兩側に鐵板若は鋼板を張詰め之を其の前後に於て梁の心距の二倍の所迄延長し尙之より前後に於ては漸次其の幅を減して梁上側板に會せしむへし

第三條 上甲板に設くる艙口、載炭口、出入口、天窗、通風器等の縁材は甲板上十八吋

以上の高に造り鐵製若は鋼製と爲し暴露甲板の船首に設くる出入口には堅牢なる鐵製若は鋼製の覆蓋を設くへし

艙口の縁材の厚は左表に據るへし但艙口の両側に縦梁を設くるときは兩側縁材の厚は兩端縁材の厚迄減することを得

艙口の長	兩側縁材の厚	兩端縁材の厚
十二呎未滿	二十分の七吋	二十分の七吋
十二呎以上十六呎未滿	二十分の八吋	二十分の七吋
十六呎以上二十四呎未滿	二十分の九吋	二十分の八吋

艙口及び載炭口には厚二吋二分の一以上の木製蓋板を附し之を支ふる爲め縁材一本又艙口の幅十呎を超ゆるときは縁材二本を設け且覆布を以て密閉し得へき裝置を爲すへし

第四條 半梁は縦梁又は縁材に二本の山形材を以て固著すへし但肋骨毎に半梁を設くる

こゝは一本の山形材を以て固著するも妨なし

縁材を梁又は梁上帯板に固著すへき山形材の豎邊の幅は木甲を板張る場合に於ては該甲板の厚より二分の一吋大ならしむへし

第五條 上甲板及び橋を楔止めと爲すへき甲板に於て橋の前後の梁間には橋孔板を設け之に鐵甲板若は鋼甲板を張る場合を除き梁上側板に要するものより少からざる厚と橋徑の二倍より少からざる幅とを有する鐵板若は鋼板を張るへし

橋孔板には橋孔の周縁に第一號表に掲ぐる正肋材の廣邊より大なる豎邊の幅を有する山形材を取附くへし

第六條 汽機室口及び汽罐室口は成るべく小さく之を造り其の周圍には縁材を取附け最下層甲板以上に圍壁を設け圍壁の内部には豎三十吋の距離に於て第一號表に掲ぐる副肋材と同寸法の山形材を縁材に通して取附け其の上端は肘板を以て頂板に固著し又圍壁の上端には横に隔壁を設けて適宜に分畫を爲し且山形材を以て之を頂板及び圍壁に固著すへし但直接に波浪を受けざる部分に於ては防撓山形材の寸法を減することを得

第七條 上甲板に設くる汽機室口及び汽罐室口には甲板上十八吋より低からずして甲板梁の下端に達すへき縁材を設け之に甲板上の高六呎以上の鐵製若は鋼製の圍壁を取附け其の上端に天窓を設くへし但覆甲板なるときは圍壁の上端に高九吋より低からざる縁材を取附け之に鐵製若は鋼製の蓋板を備ふるときは甲板上圍壁の高を四呎六吋迄に減することを得

船橋樓甲板若は船尾樓甲板に設くる汽機室口又は汽罐室口には縁材の高を二呎以上と爲すときは前項の圍壁を設けざることを得

甲板間に於ける汽機室口及び汽罐室口の圍壁は上下兩層の甲板梁に固著すへし圍壁の厚は船尾樓に要すへき外板より少からざるべく縁材の厚は鐵なるときは圍壁より十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時を増すへし但直接に波浪を受けざる部分に於ては其の厚を減することを得

第八條 汽機室口及び汽罐室口の圍壁には甲板上十八吋以上の高に於て出入口を設くることを得但之を設けたるときは鐵製若は鋼製の戸を備ふへし

第九條 手用唧筒は最大喫水線以上の甲板に於て使用し得べき様装置し吸水口より唧筒室の底部に至る高は二十四呎を超えざるを要す
 手用唧筒の寸法は左表に掲ぐるものより小なるへからす

上甲板下噸數	手用唧筒	
	唧筒の徑	唧筒管の徑
五百噸未満	四吋	二吋
五百噸以上千噸未満	四吋五	二吋二五
千噸以上二千噸未満	五吋	二吋五
二千噸以上	五吋五	二吋七五

第三十三章 載貨門及び載炭門

第一條 舷側厚板又は輕甲板舷側板の下部に載貨門又は載炭門を設くるときは該部分に於て舷側厚板又は輕甲板舷側板を二重張と爲し之を其の前後に於て肋骨の心距の二倍

乃至三倍の所迄延長し且該門を設くる爲め肋骨二本以上を切斷するときは其の前後兩端に幅は正肋材の縦邊の幅の三・五倍、厚は之に等き防撓桁板を甲板間に設け其の上端は上甲板梁に固著するか又は山形材二本を以て上甲板の梁上側板に固著し下端は山形材二本を以て第二甲板の梁上側板に固著すへし

第二條 載貨門及び載炭門の周圍には堅牢なる縁材を設くへし

第三條 載貨門又は載炭門の戸は其の厚を其の部分に於ける外板の厚に等しくし防撓材を充分に取附け且閉鎖したるときは水密と成るべき構造と爲すへし

第四條 舷側厚板又は輕甲板舷側板には特に補強構造を加ふるにあらざれば載貨門又は載炭門を設くへからす

第五條 覆甲板と第二甲板との間又は船橋樓と上甲板との間に載貨門を設くるときは其の前後兩端に防撓桁板を設け且縱強力を増すべき構造と爲すへし

第三十四章 排水装置

第一條 閉塞舷端には左表の割合に相當すべき排水口を設け之に真鍮製の針を備ふる蝶

舷戸を取付け又上甲板には適宜の距離に排水孔を設け其部分に於ては上甲板の梁上側板を附する山形材の堅造の幅を増すか若は其の他適當の補強構造を加ふへし

舷	牆	の	長	各舷に設くべき排水孔の全面積
三	十	呎	九	平方呎半
三	十五	呎	十	平方呎
四	十	呎	十	平方呎半
四	十五	呎	十一	平方呎
五	十	呎	十一	平方呎半
五	十五	呎	十二	平方呎
六	十	呎	十二	平方呎半
六	十五	呎	以上	舷牆の長五呎毎に一平方呎の割

第三條 第二甲板以下の甲板には適當の排水管を設け之を船底に導くへし

第三條 最大喫水線以下に於て船外に通すべき排泄管は其の下端より水線上適當の高迄は鐵製若は鋼製と爲し其の以上に鉛管を使用するときは其損傷を防ぐに充分の圍を設くへし

第四條 二重底又は艙内水艙を備ふる船舶に於ては二重底又は艙内水艙の區畫室毎に蒸汽唧筒の吸水管を導くへし
艙内に滲水溜の設なきときは兩側に於ける滲水道に蒸汽唧筒の吸水管及び手用唧筒一箇つゝを備へ又滲水溜の設あるときは其の滲水溜に蒸汽唧筒の吸水管及び手用唧筒を備ふへし

第五條 二重底を備へざる船舶に於ては各艙に蒸汽唧筒の吸水管及び手用唧筒を備ふへし

第六條 汽機室及び汽鐘室の全部二重底にして滲水溜の設なきときは兩側の滲水道に蒸汽唧筒の吸水管各二箇つゝを導き又滲水溜の設あるときは其の滲水溜及び兩側の滲水道に蒸汽唧筒の吸水管一箇つゝを導くへし

汽機室及び汽鐘室に二重底の設なきときは中心線及び両側に蒸汽唧筒の吸水管を導くへし

第七條 船首隔壁の前部及び船尾隔壁の後部を水倉として使用するときは之に蒸汽唧筒の吸水管を導くへし但水倉として使用せざるときは船首隔壁の前部には手用唧筒を設け船尾隔壁には支水鏝を設けて船尾隔壁後部の冷水を車軸隧道に導くか又は之を他に排出するの装置を爲すへし

第八條 車軸隧道には冷水溜を設け之に蒸汽唧筒の吸水管を導くへし

第九條 手用唧筒は最大喫水線以上の甲板に於て使用し得べき様装置すへし

第十條 各艙内及び二重底内には測水管を設け其の直下の外板に當板を附すへし

第十一條 船首隔壁の前部・船尾隔壁の後部及び車軸隧道の冷水溜に導く蒸汽唧筒の吸水管は其の内徑二吋四分の一より少かるへからす但第二數一萬未満の船舶に於ては之を二吋に減することを得

第十二條 冷水注射管の内徑は循環唧筒吸水管の内徑の三分の二より、其の他の冷水

吸水管の内徑は左表に掲ぐるものより小なるへからす
一區畫室に二箇以上の蒸汽吸水管を備へ之を一本の主管を以て唧筒に導くときは主管の内徑は中心線吸水管より小なるへからす

上甲板下の噸數	機艙室中心線吸水管、 艙内中心線吸水管	機艙室兩側吸水管、 中心線吸水管ノ舷ア キトニ艙内兩側吸水 管	中心線吸水管ヲ備フ 艙内兩側吸水 管
五百噸 未滿	二吋	二吋	二吋
五百噸以上一千噸未滿	二吋四分の一	二吋	二吋
一千噸以上二千五百噸未滿	二吋二分の一	二吋四分の一	二吋
一千五百噸以上二千噸未滿	三吋	二吋四分の三	二吋四分の一
二千噸以上三千噸未滿	三吋二分の一	三吋	二吋二分の一
三千噸 以上	三吋二分の一	三吋二分の一	二吋四分の三

第三十五章 舵

第一條 舵は鐵製若は鋼製にして船舶の碇泊中取外し得べき様装置し舵頭の徑は第三號

表に據るへし但汽船に於ては左の算式に依り得たる徑より小なるへからす

$$d = \frac{1}{32} \sqrt{D \times b(2B - b)} \times S^2$$

d は舵頭の徑(吋にて)

D は喫水(呎にて)

B は舵針の中心より舵脊に至る最大距離(吋にて)

b は舵の最大幅(吋にて)

S は最強速力(節にて)

舵針の心距は五呎六吋以内と爲し且最上部の舵針は成るべく之を舵頭管に接近せしむへし

舵の密金は深は舵頭の徑の十分の七より、厚は舵針の徑の二分の一より小なるへからす

第二條 三層重甲板船に於ては舵の心材及び舵針の徑は三層重甲板船に要するものに等す

くすへし

第三條

舵を側板二枚にて造るときは舵骨と心材とは一材にて造り舵針の位置に支柱を設け舵板の厚は第一號表に掲ぐる支水隔壁の下部に用うべき板に等くすへし

舵骨の脊部の最も薄き部分に於ける厚は舵針の徑の二分の一より小なるへからす

第四條

汽船の舵を一枚板にて造るときは其の寸法は第三號別表に據るへし

舵板の両面には交互に第三號別表に掲ぐる補強骨を同表に掲ぐる心距に設くへし

舵心材は最上部の舵針の位置に於て舵頭の截面より小ならざる截面を有し以下漸次第三號別表に掲ぐる下端の寸法迄減少することを得

三號別表に掲ぐる下端の寸法迄減少することを得

舵心材と補強骨とを一材にて造るときは補強骨の肩の曲部に於ける半徑は補強骨の心距の五分の一以上と爲すへし

補強骨の肩の曲部に於ける半徑補強骨の心距の二分の一未満なるときは舵心材の後面に舵板を取附くる爲め其の深は舵板の厚に等き堅溝を設くへし但一時を超ゆへからす

第五條

帆船の舵を一枚板にて造るときは舵頭の徑は第三號表に據り其の他の寸法は其

の徑を第三號別表の船頭の徑に充て之を定むへし

第三十六章 橋、帆架、斜橋及び索具等

第一條 橋、帆架、斜橋及び索具等の寸法は第八號表、第九號表及び第十號表に據るへし但本表に掲ぐる寸法は三橋全艦裝船に適用すべきものにして四橋船に於ては索具の寸法を定むへき噸數には其の五分の一又は五橋船に於ては其の四分の一を減したるものを用うへし

第二條 下橋及び斜橋を鐵製若は鋼製と爲すときは鐵板若は鋼板の縱縁は二列釘を以て固著すへし但長八十四呎未満の下橋にして山形材を以て防撓するときは一列釘を以て之を固著することを得

前項の下橋及び斜橋の鐵板若は鋼板の横縁は三列釘を以て固著すへし但其の楔止めの所より内部に於ては二列釘を以て固著するも妨なし

第三條 銜接の覆板は鐵なるときは接合すへき板の厚に十六分の一吋、鋼なるときは二列釘固著に於ては接合すへき板の厚に二十分の一吋、三列釘固著に於ては二十分の一

吋を増したる厚と爲すへし

第四條 鐵製若は鋼製の下橋及び斜橋は楔止めと爲すへき部分に於て板を二重張と爲すへし但橋を下層の梁間に於て楔止めと爲すときは該梁の下部より上甲板の上部迄二重張と爲すへし

第五條 長八十四呎以上の鐵製若は鋼製の下橋には其の全長に第八號表に掲ぐる山形材を各板に壁に一箇つゝ取附くへし

第六條 徑二十八吋以下の鐵製若は鋼製の斜橋には其の全長に各板に縦に一箇つゝ山形材を取附くへし

徑二十八吋を超ゆる鐵製若は鋼製の斜橋には楔止めの部分より船首固著の部分迄内部に山形材を以て一枚の鐵板若は鋼板を上下に固著し且第八號表に掲ぐる寸法の山形材二箇を縦に増設すへし

第七條 下橋の上端の徑は上橋の下端の徑より小なるへからす

第八條 一材橋の寸法を定むるには内龍骨の上面より下橋索具を取附くる處迄を下橋の

長と爲すへし

第九條 上橋を鐵製若は鋼製と爲すときは鐵板若は鋼板の縱縁は一列釘を以て固著し横縁は鐵なるときは接合すべき板より十六分の一時、鋼なるときは二十分の一時厚き覆板を附し三列釘を以て固著すへし

上橋の下部にて車孔を設くる部分及び下橋の上端に接する部分は板を二重張と爲し若は帶輪を嵌めて補強すへし

第十條 長三十八呎以上四十六呎未満の鐵製若は鋼製の上橋には其の全長に鐵なるときは幅三時に二時半厚十六分の六時、鋼なるときは幅三時に二時半厚二十分の六時の山形材二箇、長四十六呎以上六十六呎未満のものには鐵なるときは幅三時半に三時半厚十六分の六時、鋼なるときは幅三時半に三時半厚二十分の六時の山形材二箇を取附け且長四十八呎を越ゆる上橋には頬板を設くへし

第十一條 帆架を鐵製若は鋼製と爲すときは鐵板若は鋼板の縱縁は一列釘を以て固著し横縁は之を銜接又は累接と爲し三列釘を以て固著すへし且其の中央部は二重張と爲す

へし

第十二條 輕帆裝汽船の下橋及び斜橋の徑は第八號表に掲ぐるものより其の八分の一を減し又汽船帆船に拘らず縦帆のみを裝置する下橋の徑は同表に掲ぐるものより其の五分の一を減し且鐵板若は鋼板の縱縁の固著は一列釘と爲すことを得

輕帆裝汽船の上橋の徑は第九號表に掲ぐるものより其の八分の一を減することを

第十三條 橋、帆架及び斜橋を構造する鐵板若は鋼板の縱縁及び横縁を固著する鉸釘の心距は釘徑の五倍と爲すへし

第二編 機關

第一章 總則

第一條 此の規程に定むる試験は検査官吏の監督を受け之を執行すへし
試験器は検査官吏の檢定を経たるものを用うへし

第二條 此の規定中試験に關する條項は逓信大臣の適當と認むる證明書あるもの限り之を適用せざることをあるへし

第三條 此の規程に該當せざる機關の構造方法は逓信大臣に於て此の規程と同一の效力を有すると認むるものに限り特に之を合格と爲すへし

第二章 材料試験

第一條 汽鍋の製造に供用する鐵材には左の試験を執行すへし

一 抗張試験 鐵板は一平方吋の抗張力は纖維に沿ひては二十噸以上、纖維を横りては十八噸以上にして其の伸張の割合八吋の長に於て纖維に沿ひては百分の九以上纖維を横りては百分の七以上、支柱用及び螺旋支柱用鐵材は一平方吋の抗張力は二十二噸以上にして其の伸張の割合は八吋の長に於て百分の十以上又鉸釘用鐵材は一平方吋の抗張力は二十三噸以上にして其の伸張の割合は八吋の長に於て百分の十八以上なるを要す

二 鍛鍊試験 鐵製の鉸釘は之を熱し釘頭を釘徑の二、五倍迄平扁に打壓し且釘身を平扁にして之に釘徑に等き打貫孔を穿ち裂疵を生せざるを要す
又鐵製の螺旋支柱にして其の頭を鉸締するものは鉸釘に準し試験を行ふへし

第三條 汽鍋の製造に供用する鋼材には左の試験を執行すへし

一 抗張試験 胴板用鋼板及び支柱用鋼材は一平方吋の抗張力は二十六噸以上三十二噸以下にして其の伸張の割合は八吋の長に於て百分の二十以上其の他の諸鋼板、螺旋支柱用及び鉸釘用鋼材は一平方吋の抗張力は二十五噸以上三十噸以下にして其の伸張の割合は八吋の長に於て百分の二十以上なるを要す

二 屈曲試験 鋼板、支柱用及び螺旋支柱用鋼材は試験材を櫻紅色に熱したる後華氏八十二度の水中にて冷却し之を試験材の厚又は徑の三倍を超えざる内徑を以て百八十度屈曲し又鋼製の鉸釘は之を熱せしめて釘身を釘徑の二倍に等き内徑を以て百八十度屈曲し裂疵を生せざるを要す

三 鍛鍊試験 鋼製の鉸釘及び鋼製の螺旋支柱にして其の頭を鉸締するものは前條第二號の規定に依り試験を行ふへし

第三條 諸軸及び其の一部其の他打物を通常使用すへき箇所に用うる鑄鋼には左の試験を執行すへし

一 抗張試験 一平方吋の抗張力は三十噸以下にして其の伸張の割合は八吋の長に於て百分の十以上なるを要す

二 屈曲試験 一時四分の一徑又は一時四分の一角の試験材を作り内面に於て一時四分の三より多からざる半徑の弧狀に曲げ九十度に至るも裂疵を生ぜざるを要す

第四條 鑄鐵を通常使用する箇所に鑄鐵を用うるときは其の性質は強硬にして能く落下鈍打等の試験に堪ふるを要す

第五條 塊鋼は其の試験材を鍛鍊し左の試験を執行すへし

一 抗張試験 一平方吋の抗張力は二十八噸以上にして其の伸張の割合は八吋の長に於て百分の二十以上なるを要す

二 屈曲試験 一時角の試験材を作り一時四分の一を超えざる内徑を以て百八十度屈曲し裂疵を生ぜざるを要す

第六條 鑄鐵及び諸合金は總て検査官吏の認可を得たるものを使用すへし
検査官吏に於て必要と認むるときは鑄鐵及び諸合金を試験し其の適否を指定すへし

第七條 本章第一條及び第二條に掲ぐる各試験は同一の部分に供用する材料にして其の種類及び厚又は徑同一なるときは鐵板、鋼板、支柱及び螺旋支柱に在りては各種より一箇つゝ、鉸釘に在りては五百箇未満毎に一箇つゝを採り又検査官吏に於て必要と認むるときは更に二箇つゝ迄に増し之を執行すへし

鐵板及び鋼板の試験材の厚は汽罐の製造に供用する板の厚と同一なるを要す

第八條 逓信大臣は前數條の試験に合格せざるものと雖も其の使用の方法及び局部を限り條件を附して之か使用を許可することあるへし

第三章 汽機

第一條 汽箱は強靱堅硬の最良質材料を以て製造し削仕上の後左の水壓力を以て試験を執行すへし

一 單式汽機に於ては每平方吋の最大汽壓九十磅以上なるときは之に九十磅を加へたるもの九十磅未満なるときは其の二倍

二 二聯成汽機に於ては高壓汽箱は每平方吋の最大汽壓九十磅以上なるときは之に九

十磅を加へたるもの、九十磅未満なるときは其の二倍、低壓汽筒は最大汽壓
三 三聯成汽機に於ては高壓汽筒は每平方吋の最大汽壓に九十磅を加へたるもの、中
壓汽筒は最大汽壓、低壓汽筒は最大汽壓に〇、五を乗したるもの

四 四聯成汽機に於ては高壓汽筒は每平方吋の最大汽壓に九十磅を加へたるもの、第
一中壓汽筒は最大汽壓、第二中壓汽筒は最大汽壓に〇、六を乗したるもの、低壓
汽筒は最大汽壓に〇、四を乗したるもの

弁匣、收汽室、收汽管、汽包室、汽筒蓋及び弁匣蓋は其の附屬する汽筒と同一の水壓
試験を執行すへし

第二條 各汽筒の両端並に汽筒間の蒸汽通路には完全なる逃出瓣を備ふへし

第三條 滑瓣は検査官吏の認可を得たる滑瓣整調圖に據り整調し検査官吏の検査を受く
へし

第四條 諸軸、吸鑄鋁、接續鋁、隔心鋁、滑瓣鋁は精撰したる屑鐵若は塊鋼を鍛鍊して
製造すへし

第五條 諸軸、吸鑄鋁、接續鋁及び鋼製の隔心鋁、滑瓣鋁は鍛合すへからず又軸鑄は軸
身より鍛製し嵌入又は鍛合するを得ず

第六條 諸軸は粗削を爲したるとき及び仕上げを終りたるるとき検査を受くへし

第七條 曲拐軸は其の正否を試験するに必要な規計を備へ検査官吏の検査を受くへし

第八條 單式冷汽機の鋼製車軸は左の算式に依り其の徑を定むへし

$$S = \frac{C \times P \times D^2}{3 \times f}$$

- S は車軸の徑(吋にて)
- D は汽筒二箇なるときは其の徑(吋にて)を自乗したるもの、汽筒二箇以上なるときは
各汽筒の徑(吋にて)を自乗し加へたるもの
- P は最大汽壓(每平方吋磅にて)に十五磅を加へたるもの
- C は曲拐の長(吋にて)
- f は定數にして左表に據る

一曲拐	一曲拐間の角度	一曲拐の前後二軸受 の有スル曲拐軸及 以テ力軸定數	螺旋軸定數	中間軸定數
—	九〇度	一〇四七	八九〇	一一二二
—	一〇〇度	九六六	八二二	一一二八
—	一一〇度	九〇四	七六八	一〇五五
—	一二〇度	八五五	七二七	九九七
—	一三〇度	八一七	六九五	九五三
—	一四〇度	七八八	六七〇	九一九
—	一五〇度	七六六	六五一	八九四
—	一六〇度	七五一	六三八	八七七
—	一七〇度	七四三	六三三	八六七
—	一八〇度	七四〇	六二九	八六四

三 曲拐 一一〇度 一一一〇 九四四 一二九五

第九條 冷汽器を備ふる二聯成、三聯成及び四聯成汽機の鋼製車軸は左の算式に依り其の徑を定むべし

$$S = \frac{C \times P \times D^2}{f \left(2 + \frac{D^2}{d^2} \right)}$$

S は車軸の徑(吋にて)

C は高壓汽笛一箇なるときは其の徑(吋にて)を自乗したるもの、高壓汽笛二箇以上なるときは各汽笛の徑(吋にて)を自乗し加へたるもの

D は低壓汽笛一箇なるときは其の徑(吋にて)を自乗したるもの、低壓汽笛二箇以上なるときは各汽笛の徑(吋にて)を自乗し加へたるもの

P は最大汽壓(毎平方吋磅にて)に十五磅を加へたるもの

C は曲拐の長(吋にて)

C は曲拐の長(吋にて)

ノは定數にして前條の表に據る

第十條 螺旋軸の船尾管填管環の前部及び進力軸の進力受臺の前部及び後部は中間軸の徑と同一と爲すことを得

第十一條 鐵製車軸の徑は本章第八條又は第九條に依り算定したるものに其の百分の五を増加すへし

第十二條 外車軸の徑は本章第八條又は第九條に於ける同種汽機の曲拐軸の算式に依ることを得但此の場合には曲拐軸の定數に一、四を乗したる定數を用うへし

第十三條 進力受臺の前部若は後部には之に接近して軸受を設置すへし

第十四條 船尾管には船尾隔壁の前面に於て管及び噴子を取付け管内の水を排出せしむへき装置を爲すへし

第十五條 表面冷汽器は内部の検査を爲す爲め適當の人孔を設け且注射冷汽及び補助給水の裝置を爲すへし

第十六條 表面冷汽器の管板は眞鍮又は他の合金を以て製造すへし

第十七條 冷汽管の長、管の外徑の百二十倍以上に當るときは百二十倍毎に一箇の割合を以て眞鍮若は管板と同質の支板を設くへし

第十八條 冷汽器は冷汽管を取附くる前に一平方時に付二十磅の水壓力を以て試験を行ひ之を取附けたる後適宜の水高壓力を以て其の漏否を試験すへし

第十九條 機關室には正給水唧筒二箇を備へ各給水に充分なる容積を有し且其一箇を使用するときと雖も他の一箇を開放し得へき様裝置すへし

前項の唧筒は獨立の汽機を以て運轉せしむることを得但此の場合に於ては其の速度に調整し得へき自動整速器を備ふへし

第二十條 本章第二十五條の補助給水唧筒に自動整速器を備ふるときは獨立正給水唧筒を一箇に減するも妨なし

第二十一條 給水唧筒は最大汽壓二倍の水壓力を以て試験を行ふへし

第二十二條 汽機には一箇の澆水注射器を備へ若は循環唧筒に一箇に澆水吸水口を備ふへし

第二十三條 機關室には正給水唧筒二箇を備へ其の一箇を使用するときと雖も他の一箇を開放し得へき様装置すへし

第二十四條 正給水唧筒は船内各區畫室より給水を排出し得る様装置し其の泥函及び弁除は容易に接近し得へき所に設置すへし

第二十五條 正給水唧筒の外給水の爲め蒸氣唧筒一箇を備へ温水溜及び海水に通ずる吸水口を備ふへし

第二十六條 前條の唧筒の外尙蒸氣唧筒一箇を備へ各區畫室より給水を取り之を船外に排出し及び海水を甲板上に送り得へき様装置し人力を以て之を運用し得るときは別に本條の吸水竝に送水を爲し得へき手用唧筒一箇を備ふへし

第二十七條 總噸數一千噸未満の船舶に於ては一箇の蒸氣唧筒を備ふるも妨なし但此の場合には本章第二十五條及び第二十六條の規定に適合するものなるを要す

第二十八條 二重底又は水艙を有する船舶に於ては其の排水に適する蒸氣唧筒を備ふへし

前項の唧筒は本章第二十六條の蒸氣唧筒に兼用せしむることを得

第二十九條 總て給水唧筒若は給水管には適當なる發條逃出弁を備ふへし

第三十條 鋸鋼及び鋸鋼製品は總て充分に焼鈍すへし

第四章 汽鑪

第一條 鍛合したる鋼板は伸張を受くる箇所に使用すへからす又鋼製支柱は鍛合すへからす

第二條 鋼板は突縁を造り其の他製作の爲め熱したるときは焼鈍法を施すへし

第三條 鋼板には打貫孔を穿つへからす

第四條 人孔及び泥孔は相當の縁環を用ゐて強度の減少を補充すへし又鑪胴に設くる楕圓形の孔は常に短徑を鑪の長に並行せしむへし

汽兜の下に在る胴板は支柱を設け若は其の他の方法に依り之を強固ならしむへし

第五條 接合に用うる覆板は胴板と同質若は優等の板を用ゐる其の厚は單覆板なるときは胴板より其の厚の八分の一薄きもの兩覆板なるときは胴板の厚の四分の三以上のもの

なるを要す但鐵板なるときは其の纖維を接合すへき板の纖維と並行せしむへし

第六條 鉸釘の徑は接合すへき板の厚より小なるへからす又板の厚薄きか或は累接なるか或は單覆板を以て接合する場合に於ては鉸釘の徑を板の厚より大ならしむへし

第七條 鐵製筒形汽罐の胴板の強力は左の算式に依り之を定むへし

$$P = \frac{C \times T \times B}{D}$$

P は最大汽壓(毎平方吋磅にて)

C は定數にして左表に據る但胴板一平方吋の最小抗張力纖維に沿ひて二十噸を超ゆるときは其の割合を以て(C)を増加することを得

T は胴板の厚(吋にて)

D は鐵筒の平均の徑(吋にて)

B は縦接合の強率にして左の式の内其の小なるものを取りて用うへし

(一)接合に於ける胴板の強率

$$B_1 = \frac{P-d}{P} \times 100$$

(二)接合に於ける鉸釘の強率

$$B_2 = \frac{n \times a}{p \times i} \times F$$

(三)鉸釘の數外列に於て半數なるときは鉸釘及び胴板の連續強率

$$B_3 = \frac{100(p-2d)}{p} + \frac{B_2}{n}$$

p は外列に於ける鉸釘の心距(吋にて)

d は鉸釘孔の徑(吋にて)

i は胴板の厚(吋にて)

a は鉸釘孔の面積(平方吋にて)但兩剪力を受くる鉸釘なるときは其の一、七五倍

n は p なる心距に於ける鉸釘の數

F は鐵製鉸釘にして打貫孔なるときは鐵製鉸釘にして錐挿孔なるときは

一〇〇
九〇〇

縦 接 合 の 種 類	胴 板 の 厚	
	二分ノ一時 以下ノトキ	二分ノ一時ヲ超エ四 分ノ三時以下ノトキ 超エ五分ノ三時ヲ
累接にして打貫孔なるとき	一五五	一六五
累接にして錐揉孔なるとき	一七〇	一八〇
兩覆板衝接にして打貫孔なるとき	一七〇	一八〇
兩覆板衝接にして錐揉孔なるとき	一八〇	一九〇
兩覆板衝接にして錐揉孔なるとき	一八〇	二〇〇

第八條 鋼製筒形汽罐の胴板の強力は左の算式に依り之を定むへし

$$P = \frac{C \times (T-2) \times B}{D}$$

P は最大汽壓(毎平方吋磅にて)

D は罐胴の平均の徑(吋にて)

T は胴板の厚(吋の十六分の一にて)

C は 縦接合に於て同幅の兩覆板を有するとき

二〇

縦接合に於て不同幅の兩覆板を有するとき

一九、二五

縦接合に於て累接なるとき

一八、五

但胴板一平方吋の最小抗張力二十六噸を越ゆるときは其の割合を以て(C)を増加
すること得

B は縦接合の強率にして左の式の内其の小なるものを取りて用うへし

(一) 接合に於ける胴板の強率

$$B_1 = \frac{p-d}{p} \times 100$$

(二) 接合に於ける釘の強率

$$B_2 = \frac{n \times a}{p \times f} \times F$$

(三) 釘の數外列に於て半數なるとき釘及び胴板の連續強率

$$P_2 = \frac{100(p-2d)}{p} + \frac{P_1}{n}$$

P は外列に於ける鉸釘の心距(吋にて)

t は胴板の厚(吋にて)

p は鉸釘孔の徑(吋にて)

a は鉸釘孔の面積(平方吋にて)但兩剪力を受くる鉸釘なるときは其の一、七五倍

n は異なる心距に於ける鉸釘の數

F は 鋼製鉸釘を用うるるとき

八五

鐵製鉸釘を用うるるとき

七〇

第九條 火焰に接觸する加熱器又は汽鍋の胴板の強力は前二條の算式に依り之を定むべし但定數(C)は其の三分の二を用うべし

第十條 平面を支ふる支柱及び支柱管の最小截面積は左の程度を超えざる内力を以て之を算定すべし

鐵製支柱 最小の徑一時二分の一を超えざる支柱及び鍛合したる支柱の内力は一平方

方吋に付六千磅、最小の徑一時二分の二以上にして鍛合せざる支柱の内力は一平方吋に付七千五百磅

鋼製支柱 最小の徑一時二分の一を超えざる支柱の内力は一平方吋に付八千磅、最

小の徑一時二分の一以上の支柱の内力は一平方吋に付九千磅

支柱管 支柱管の内力は一平方吋に付七千五百磅

螺旋支柱にあらざる支柱に在りては鐵製支柱は一平方吋の最小抗張力二十二噸を超

ゆるるとき、鋼製支柱は一平方吋の最小抗張力二十六噸を超ゆるときは其の割合を以

て内力を増加することを得

第十一條 斜向支柱の截面積は左の算式に依り之を定むべし但平板斜向支柱に在りては其の面積を尙大ならしむべし

$$A = \frac{a \times L}{H}$$

A は斜向支柱の截面積(平方吋にて)

a は平板を支ふる直向支柱の截面積(平方吋にて)

Lは斜向支柱の長(吋にて)

Hは斜向支柱の一端より平板面に垂直の長(吋にて)

第十二條 支柱又は支柱管を以て支ふる平板又は管板の強力は左の算式に依り之を定む

(一)支柱の配置正方形を爲すとき

$$P = \frac{C \times T^2}{f^2}$$

Pは最大汽壓(毎平方吋磅にて)

Tは板の厚(吋の十六分の二にて)

fは支柱の心距(吋にて)

Cは定數にして左表に據る

(二)支柱の配置長方形をなすとき

$$P = \frac{2C \times T^2}{a^2 + b^2}$$

aは支柱各列に於ける最大心距(吋にて)

rは支柱各列線の距離(吋にて)

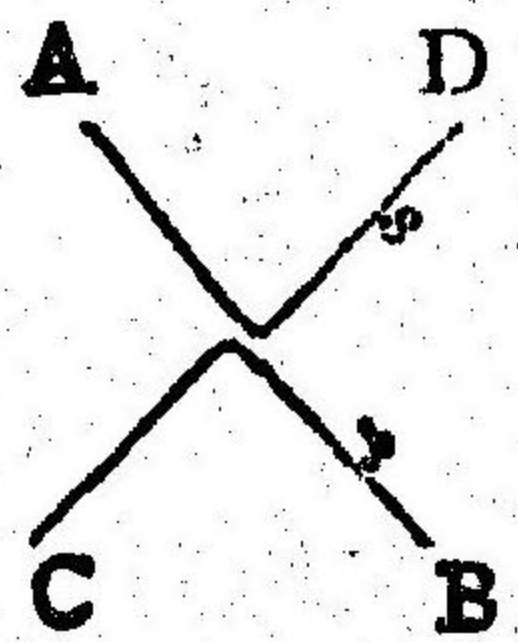
P、T、Cは(一)に同じ

(三)支柱の配置(一)(二)に依らざる時

$$P = \frac{4C \times T^2}{r^2 + s^2}$$

rは左圖に於て相對する二支柱A、Bの心距AB(吋にて)

sは相對する二支柱C、Dの心距CD(吋にて)



P、H、Cは(一)に同じ

(甲)	螺旋支柱の両端を絞縮したるとき	厚十六分の七吋以下の鐵板又は鋼板なるとき 厚十六分の七吋を越ゆる鐵板又は鋼板なるとき	九〇〇
(乙)	螺旋支柱の両端を母螺にて締むるとき	厚十六分の七吋以下の鐵板又は鋼板なるとき 厚十六分の七吋を越ゆる鐵板又は鋼板なるとき 厚十六分の九吋以上の鋼板なるとき	一一〇 一二〇 一三五
(丙)	鐵板にして内外より母螺を以て支柱の両端を締むるとき		一四〇
(丁)	丙の取附法にして外面に厚は板の厚の二分の一より少からず 徑は支柱心距の三分の一以上の坐金を有するとき		一五〇
(戊)	丙の取附法にして外面に厚は板の厚の二分の一より少からず 徑は支柱心距の五分の二以上の坐金を絞釘にて取附けたるとき		一六〇
(己)	丙の取附法にして外面に厚は支柱心距の三分の二以上厚は板の厚より少からざる坐金を絞釘にて取附けたるとき		一七五
(庚)	丙の取附法にして外面に厚は板の厚より少からず 幅は支柱横列間心距の三分の二以上の條板を絞釘にて取附けたるとき		一九〇
(辛)	焰管巢に於ける管板にして支柱若は支柱管を以て支ふるるとき		一四〇

鋼板は燃焼室に使用するもの及び火焰の接觸を受くるものを除き定數(C)は一、二五

を乘したるものを用うへし

第十三條 焰管巢間の充水部に於ける平板の強力は左の算式に依り之を定むへし

$$P = \frac{C \times T^2}{ps}$$

P は最大汽壓(毎平方吋磅にて)

C は各端列中心間の水平距離(吋にて)

T は板の厚(吋の十六分の二にて)

C は定數にして左表に據る

端列に於ける支柱焰管の配置法	管板の外面に母螺を有せざる時	管板の外面に母螺を有する時
支柱焰管間に二本の普通焰管あるとき	一一〇	一三〇
支柱焰管間に一本の普通焰管あるとき	一四〇	一五〇
端列悉く支柱焰管なるとき	一六〇	—
端列悉く支柱焰管にして一本置に母螺を有する時	—	一七〇

第十四條 平板に補強として其の厚の三分の二より少からざる厚を有する覆板を鉸釘にて取附けたるときは前二條の算式中平板の厚に代ふるに平板の厚(吋の十六分の二にて)に覆板の厚(吋の十六分の二にて)の二分の一を加へたるものを以てすることを得

第十五條 燃燒室上部の壓力を受ける管板の厚は左の算式に依り得たるものより少からず

$$T = \frac{P \times W \times D}{1,600 \times (D-d)}$$

Tは管板の厚(吋の十六分の二にて)

Pは最大汽壓(毎平方吋磅にて)

Wは燃燒室上部の外幅(吋にて)

Dは熔管の水平心距(吋にて)

dは通常熔管の内徑(吋にて)

第十六條 燃燒室の頂上其の他の平面を支ふる支梁の強力は左の算式に依り之を定む

$$P = \frac{C \times d^2 \times T}{(L-p) \times D \times I}$$

Pは最大汽壓(毎平方吋磅にて)

Lは兩管板間の距離又は管板と燃燒室後部との距離(吋にて)

pは支梁上に在る支柱の心距(吋にて)

Dは支梁の心距(吋にて)

dは支梁中央部の深(吋にて)

Tは支梁中央部の厚(吋にて)

Cは定數にて左表に據る

各支梁に備ふる支柱の數	鐵製支梁を用うる時	鋼製支梁を用うる時
一	六、〇〇〇	六、六〇〇
二 若 は 三	九、〇〇〇	九、九〇〇
四 若 は 五	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇
六 若 は 七	一〇、五〇〇	一一、五五〇
八 以 上	一〇、八〇〇	一一、八八〇

第十七條 筒形火爐の強力は左の算式に依り之を定むへし

(一) 火爐平坦部の長、厚の百二十倍を超ゆるるとき

$$P = \frac{1,07,200 \times T^2}{L \times D}$$

(二) 火爐平坦部の長、厚の百二十倍以下なるるとき

$$P = \frac{50 \times (300T - L)}{D}$$

P は最大汽壓(毎平方吋磅にて)

T は板の厚(吋にて)

D は火爐の外徑(吋にて)

L は火爐平坦部の長にして鏡板若は管板の突縁に接する所に於ては接合鉸釘の中心線より測り突縁を以て鏡板若は管板に接する所、縁環又は「アダムソン」式環に於ては各彎曲部の起點より測りたるもの(吋にて)

第十八條 「フォックス」式「テイタン」式又は「モリソン」式に從ひ製造したる鋼製火爐の

強力は左の算式に依り之を定むへし

$$P = \frac{1,259 \times (T-2)}{D}$$

肋形にして其の突出部の距離九吋なる鋼製火爐の強力は左の算式に依り之を定むへし

$$P = \frac{1,160 \times (T-2)}{D}$$

螺形鋼製火爐の強力は左の算式に依り之を定むへし

$$P = \frac{912 \times (T-2)}{D}$$

P は最大汽壓(毎平方吋磅にて)

T は板の厚(吋の十六分の二にて)

D は「フォックス」式「モリソン」式及び螺形火爐なるときは錐形の外邊の徑、肋形火爐なるときは平坦部の外邊の徑(吋にて)

「ホルムス」式鋼製火爐にして錐形の心距十六吋を超えず其の高二吋より下らざるもの

、強力は左の算式に依り之を定むへし

$$P = \frac{945 \times (T-2)}{D}$$

P は最大汽壓(毎平方吋磅にて)

T は火爐平坦部の厚(吋)の十六分の二にて)

D は火爐平坦部の外徑(吋にて)

第十九條 汽罐は毎平方吋の最大汽壓九十磅以上なるときは之に九十磅を加へたるもの九十磅未満なるときは其の二倍の水壓力を以て試験を行ふへし

第五章 弁、嘴子及び管

第一條 汽罐には二箇以上の安全弁を備へ弁の全面積は第十一號表に據り算定すへし但徑二吋を最小の限度とす

補助汽罐及び附屬汽艇の汽罐にして火床の面積十四平方呎を超えざるものには安全弁一箇のみを備ふるも妨なし

加速通風機を裝置する汽罐に於ける安全弁の面積は第十一號表に據り算定したるものより大ならしむへし

第二條 安全弁發條は最大汽壓に對し其の受くべき壓縮力を加へ全長の縮小少くとも瓣徑の四分の一たるべき充分なる旋回數を有し尙之を瓣徑の四分の一壓縮するも原形に復するものたるへし

第三條 發條安全弁の適否は汽力を以て定むへし若し給水弁及び塞汽弁を閉ち二十分間以上充分に焚火し安全弁より蒸汽溢出するに至り尙汽壓の昇騰最大汽壓の十分の一を超ゆるときは發條若は瓣を改造すへし

第四條 總て安全弁には汽機室より開閉し得る揚瓣裝置を設け且瓣の昇降距離は瓣徑の四分の一以上たるへし

排汽管の面積は安全弁の全面積より少かるへからす

第五條 加熱器には完全なる安全弁を備ふへし

第六條 汽罐と汽管との明りには蒸汽弁を設くへし

第七條 汽罐には少くとも硝子驗水器一箇、驗水嘴子二箇及び汽壓計一箇を備へ又前後より焚火する汽罐には之を前後に備ふへし

第八條 放水瓣若は放水嘴子は罐體に取附けたるものの外船體外板にも亦之を取附くへし

第九條 外板に取附くへき放水嘴子は外板を貫通する突出口を備へ外面には眞鍮製又は砲鋼製の環を取附くへし且放水嘴子は之を閉鎖するにあらされは其の開閉把手を取附け得ざる様装置を爲すへし

第十條 海水嘴子は汽罐室及び汽機室の床板以上に於て外板に取附くるか又は「キングストーン」瓣に取附け之を床板以上に達せしむへし

第十一條 瓣及び嘴子を外板に取附くる螺釘は外板に嵌込むか若は埋頭と爲すへし

第十二條 吸水管を接続する瓣若は嘴子は汽罐室及び汽機室の床板上に取附くへし

第十三條 最大喫水線以下に於ける吸水口及び吐水口は總て外板の接近し易き部分に瓣若は嘴子を取附け容易に開閉し得へき様装置すへし

各吐水口は成るへく最大喫水線以上に設くへし

第十四條 汽管には充分なる排水の装置を爲すへし

第十五條 汽管は伸縮の爲め變形を生ぜざる様装置を爲すへし

第十六條 炭庫を通過する諸管には覆箱を備ふへし

第十七條 内部より壓力を受くる諸管の強力は左の算式に依り之を定むへし

(一) 銅管

$$P = \frac{6,000 \times (T - C)}{D}$$

(二) 緊接鍛合鐵管

$$P = \frac{6,000 \times T}{D}$$

(三) 無接合鋼管

$$P = \frac{9,000 \times T}{D}$$

P は最大壓力(毎平方吋磅にて)

Dは管の内徑(吋にて)

Tは管の厚(吋にて)

Cは定數にして蠟付接合なるときは十六分の一又無接合にして徑八吋以下なるときは三十二分の一

但鐵製及び鋼製汽管は厚四分の一吋未満のものを使用するを得ず

第十八條 汽管及び給水管は鑄を取付け仕上を爲したる後最大壓力の二倍の水壓力を以て試験を行ふへし

第六章 補助汽機及び補助汽鐘

第一條 補助汽機及び補助汽鐘其の他附屬諸機械は此の規程に準據して製造すへし

附則

第一條 明治二十九年遞信省令第十七號造船規程は本規程施行の日より廢止す

第二條 第一編第一章第九條の規定は當分の内造船獎勵法に依り製造する船舶には之を適用せず

第三條 造船獎勵法に依り製造する船舶にして明治三十三年八月一日以前に願書を差出したるもの又は航海獎勵法に依り航行する船舶にして本規程施行前に製造したるもの

には本規程施行の後と雖も明治二十九年遞信省令第十七號造船規程を適用す但本規程中明治二十九年遞信省令第十七號造船規程より輕減したる部分に付ては此の限に在らず

(別表)省略

◎造船獎勵法 (明治二十九年三月 法律第十六號)

朕帝國議會の協賛を経たる造船獎勵法を裁可し茲に之を公布せしむ

造船獎勵法

第一條 帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若は株主とする商會社にして遞信大臣の定むる資格を備ふる造船所を設け船舶を製造する者には此の法律の規定に依り其の製造船舶に對し造船獎勵金を下付す

第二條 此の法律に依り造船獎勵金を受くべき船舶は鐵製又は鋼製にして總噸數七百噸以上を有し逓信大臣の定むる造船規程に従ひ其の監督を受け製造したるものに限る

第三條 造船獎勵金は總噸數七百噸以上二千噸未満の船舶に在ては船體總噸數一噸に付金十二圓一千噸以上の船舶に在ては一噸に付金二十圓を支給し其の機關を併せ製造したる場合には一實馬力に付金五圓を増給す但し帝國内の他の工場に於て機關を製造せしめたるるときと雖豫め逓信大臣の許可を得たるるとき亦同し

第四條 造船獎勵金を受くべき船舶の船體及機關には逓信大臣の定むる規定に依るの外外國製品を供用することを得ず

第五條 詐偽の所爲を以て造船獎勵金を受けたる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し二百圓以上千圓以下の罰金を附加す其の因て得たる造船獎勵金は之を償還せしむ前項の罪を犯さむとして未だ遂げざる者は刑法未遂犯罪の例に依り處斷す

第六條 此の法律を犯したる者には刑法數罪併發の例を用ゐるす

第七條 前二條の罰則は商會社に在ては其の所爲を爲したる業務擔當の任ある社員若

は取締役に之を適用す

第八條 此の法律は明治二十九年十月一日より十五箇年間之を施行す

◎造船獎勵法施行細則

(明治二十九年九月 逓信省令第十六號)

造船獎勵法施行細則左の通相定め明治二十九年十一月一日より施行す

造船獎勵法施行細則

第一條 造船獎勵法に依り造船獎勵金を受けんとする者は願書に左の書類を添へ之を遞

信省に差出すへし

一 船舶件名書(第一號書式)

二 船圖

三 船體機關製造仕様書

四 資格明細書

第二條 資格明細書には左の事項を記載すへし

- 一 造船所の位置
 - 二 工場及船臺の面積(略圖を添付すへし)
 - 三 機械の種類
 - 四 技師の族等、氏名、履歴
- 第三條 船圖は左の十九種に分ち寸法を附記し各二通つ差出すへし但其の一通は蠟引布を以て調製したるものなることを要す
- 一 船體線圖
 - 二 船體中央橫截面圖
 - 三 船體中心線縱截面圖
 - 四 船體中心線縱截面の鐵鋼材構造配置圖
 - 五 船體各甲板及艙内平面圖
 - 六 船體各甲板及艙内平面的鐵鋼材構造配置圖
 - 七 外板展開圖

- 八 二重底内底板展開圖
 - 九 支水隔壁の圖
 - 十 舵及船尾骨材の圖
 - 十一 鐵鋼製橋架展開圖
 - 十二 裝帆圖
 - 十三 機關室より海水又は滄水に通ずる諸管及嘴子配置の平面圖
 - 十四 汽機圖(汽機縱斷面各截面或冷汽器及附屬機器ノ横面ヲ記入スヘシ)
 - 十五 滑輪整調圖
 - 十六 汽罐圖(各接合ヲ記入スヘシ)
 - 十七 安全瓣裝置圖
 - 十八 機關室諸管裝置圖
 - 十九 車軸、船尾管及推進器の圖
- 第四條 同一の造船所にして所有者二人以上あるときは其の一人を總代とし總所有者の

氏名及其の所有の關係を記載したる書面を添へ第一條の書類を差出すへし

第五條 商事會社に在ては業務擔當の任ある社員又は取締役より左の事項を記載したる書面を添へ第一條の書類を差出すへし

一 會社の種類

二 社員又は株主の氏名

三 會社契約又は定款

四 業務擔當の任ある社員又は取締役の氏名

第六條 造船獎勵法第三條の但書に依り他の工場に於て機關を製造せしめんとする者は願書に其の旨を記載し前數條の書類の外其の工場の位置面積機械の種類並該工場の機關專任技師の族籍氏名及履歴を記載したる書面並製造請負契約書を差出すへし

第七條 造船獎勵金を受けんとする者は左の資格を備ふる造船所を有する者に限る

一 造船獎勵金を受けんとする船舶を製造するに必要なる船臺及諸機關を備ふること
但船舶のみを製造する造船所に於ては機關を製造するに必要なる諸機械を備ふる

二 造船獎勵金を受けんとする者は左の資格を備ふることを要す

一 造船獎勵金を受けんとする船舶の機關を製造するに必要なる諸機械を備ふること

二 機關專任技師一人以上を置くこと

第八條 第七條に定むる技師は左に掲ぐる者なることを要す

一 東京帝國大學工科大学、京都帝國大學理工科大学又は之と同等以上の學科を備ふる學校を卒業し三箇年以上船體若は機關の製造に従事したる者

二 前號に掲げたる學校を卒業し五箇年以上船體若は機關の修繕に従事し其の製造を監督し又は其の検査に従事したる者

三 六箇年以上船體又は機關の製造に従事し逓信大臣の定むる試験に及第したる者

四 八箇年以上船體若は機關の修繕に従事し其の製造を監督し又は其の検査に従事し
遞信大臣の定むる試験に及第したる者

前項各號の船體若は機關の製造、修繕、製造の監督又は検査に従事したる履歴は遞信
大臣の適當と認めたるものなることを要す

第九條 遞信大臣は第一條第四條第五條又は第六條の書類を受理すべきものと認むる時
は検査官吏をして造船所又は機關の工場の資格、製造仕様書及船圖を調査せしむへし

第十條 検査官吏は製造仕様書及船圖を適當ならすと認めたるときは之か訂正若は新規
調製を命し又必要なりと認めたるときは第三條に掲げざる船圖を差出さしむるを得
検査官吏は必要と認むるときは造船所又は機關工場に臨検することを得

第十一條 検査官吏の報告に依り遞信大臣に於て造船獎勵金を下付すべきものと認むる
ときは製造船舶に對し出願人に第二號書式の認許證書を下付すへし

第十二條 認許證書を受有する者は其の船舶の製造に關し検査官吏の監督を受くへし
遞信大臣は造船所又は機關工場に於て検査官吏の指揮に背戻し又は其の命令を遵奉せ

ざる所爲ありと認むるときは認許證書の返納を命すへし

第十三條 認許證書を受け製造する船舶の船體及機關には左に掲ぐるものの外外國製品
を供用することを得ず

- 一 船首材
- 二 船尾骨材
- 三 雙螺旋軸支肘
- 四 七吋以上の諸軸
- 五 諸發條
- 六 鑄鋼、可鍛性鑄鐵、滿掩青銅及磷青銅製諸品
- 七 雛形及肋形火爐
- 八 專賣品

第十四條 認許證書を受け製造する船舶竣工したるときは検査官吏は之を検査し其の總
噸數を算定すへし

検査官吏は前項の手續を終りたる後試運轉を執行せしめ實馬力を算定すへし

第十五條 總噸數は船舶積量測定規則に依り算定すへし

實馬力は航海獎勵法施行細則第七條の手續に依り船舶を航走せしめ毎回各汽機より取りたる示壓圖に依り算定したる實馬力の平均數とす但汽機回轉數は示壓圖を取る時間に於ける平均數を用うへし

汽船の進航に直接の關係を有する副汽機の平均實馬力は前項の實馬力に加算す但外國に於て製造せられたる副汽機なるときは此の限にあらず

第十六條 認許證書を所有する者第十四條の手續を了りたるときは第三號書式の請求書に認許證書を添へ逓信省に造船獎勵金の下付を出願すへし

第十七條 逓信省に於て前條の出願を受けたるときは審査の上造船獎勵金を出願人の下付すへし

第十八條 此の細則に規定なきものに付ては航海獎勵法施行細則の規定を準用す

(第一號書式)

船舶件名書

船の種類

機關の種類

計畫總噸數

計畫實馬力

豫定起工年月日

豫定竣工年月日

造船費概算
船體 機器

右の通候也

何造船所所有者

年月日

氏

名印

(第二號書式)

第何號

認許證書

何造船所所有者

住所

族籍

氏名

一何製(帆)船

計畫總噸數

計畫實馬力

前記の船舶は造船獎勵法の規程に適合すと認むるを以て此の證書を下付す

年月日

逓信大臣 氏名印

(第三號書式)

造船獎勵金請求書

一金

但船體總噸數 噸に對する獎勵金 (總噸數一噸ニ付 金一圓)

(機關に對し獎勵金を受くるときは左の例に依るへし)

(内譯)

金 船體總噸數 噸に對する獎勵金 (總噸數一噸ニ付 金一圓)
金 機關實馬力 馬力に對する獎勵金 (一實馬力ニ付 金一圓)

右は明治 年 月 日付第 號認許證書の下付を受け明治 年 月 日起

工致同年 月 日竣工致し候間前記の獎勵金支給相成度依て認許證書相添へ此段
及請求候也

何造船所所有者

住所

族籍

氏

名印

年月日

逓信大臣宛

實用造船新規模學終

明治三十八年五月廿日印刷
明治三十八年五月二十五日發行

定價金五拾錢

編纂者
發行者

船長
堀田金吾

大阪市西區九條町五丁目
番外千八百八拾八番邸

不許複製

發行所印者ナキ者ハ偽版也

印刷所

日ノ出活版所

大販賣所

書肆

堀田航盛館

大阪市西區九條町五丁目一八八

廣告

近來海事の勃興に伴ひ船舶法律規則益々多事を極め船主船長中には成規手續の煩を感ずる向可有之に付自分微力ながら多年の船長を止め海事に係る官廳の手續代理代書の御依頼に應じ船主船員其他航業家諸君の御便利を計り誠義と懇切を旨とし左の諸官衙取扱致居候處船主船員並に諸君の御引立を以て日々隆盛に趣き今般更に業務擴張の爲め左記の處へ移轉仕候に付此後猶ほ不相變事件の大小に不拘一層叮嚀に取扱致候間陸續御依頼あらん事を希望す

- 一 海事局海務署及審判所並登記の手續
- 一 海難並衝突事件談判辯護及仲裁
- 一 船体検査並回航認可書及國籍證書申請
- 一 船長交換並検査證書々換申請手續
- 一 海員雇入雇止公認手續及船員手帖申請に對する手續
- 其他海事に係る手續何事に不拘御相談に應ず

追伸航業家諸君の御便利を計り各種出版書籍並海事に關する必要書籍文房具等一切卸賣並に小賣販賣仕候に付御注文に隨て何處にても迅速送届等貴意に應ず

大阪市西區九條町五丁目番外千八百八十八番屋敷

海事圖書各種書籍 卸賣 航盛館 船長 堀田金吾
出版並ニ文房具種々
海事取扱所

2/4/41

廣告

近來海事の勃興に伴ひ船舶法律規則益々多事を極め船主船長中には成規手續の煩を感ずる向可有之に付自分微力ながら多年の船長を止め海事に係る官廳の手續代理代書の御依頼に應じ船主船員其他航業家諸君の御便利を計り誠義と懇切を旨とし左の諸官衙取扱致居候處船主船員並に諸君の御引立を以て日々隆盛に趣き今般更に業務擴張の爲め左記の處へ移轉仕候に付此後猶ほ不相變事件の大小に不拘一層丁寧に取り扱致候間陸續御依頼あらん事を希望す

- 一 海事局海務署及審判所並登記の手續
 - 一 海難並衝突事件談判辯護及仲裁
 - 一 船体検査並回航認可書及國籍證書申請
 - 一 船長交換並検査證書々換申請手續
 - 一 海員雇入雇止公認手續及船員手帖申請に對する手續
- 其他海事に係る手續何事に不拘御相談に應ず
- 追伸航海家諸君の御便利を計り各種出版書籍並海事に關する必要書籍文房具等一切卸賣並に小賣販賣仕候に付御注文に隨て何處にても迅速送届等貴意に應ず

大阪市西區九條町五丁目番外千八百八十八番屋敷

海事圖書各種書籍 卸賣 航盛館 船長 堀田 金吾
 出版並ニ文房具種々 海事 取 扱 所

航盛館編輯部編纂

實用造船新規模學

一名造船者必携

正價金五拾錢 郵税金四錢

本書は海員一班并に造船者或は船主其他航業家諸君に於て技術試験を受けんと欲する者は坐右に缺くべからざる良書なり而して總平假名付且又明瞭に詳記し茲に之を發行す依て海員諸君御買求めらんとせよ

航盛館編輯部編纂

實用船舶検査新規模書

附 船 船 法

全 價 金 一 拾 錢
 定 價 金 五 拾 錢
 郵 税 金 四 錢

本書は此後船舶検査に必要なる新規則明細記書に付船主海員造船者并に航業家諸君の缺くべからざる良書にして總平假名付にて今一回抽籤に於て發行候に付御買求め御購讀もらんとせよ

海軍官署地志海 正七位 野々村推言君編

海員運用術試験問答

本書は海員并に航海家諸君に必要な完全なる良書にして受験應用に適し且又總平假名付にて細密に記載し在に之を發行す依て海員一同御買讀めらんことを希望す

航盛館編輯部編纂

海員改正船舶職員法

附 海員懲戒法及船員法

全一冊
定價金 參拾五錢
郵税金 四錢

右書は今回改正に付主船員并に航海家諸君の御便利を計り各業者缺くべからざる良書と認め當店に於て總平假名付新版發行候條御買求め御購讀めらんことを希望す

英文入海員名簿

定價金 參拾五錢
郵税金 拾錢

右の書は法令規則により必要なる官用品に付各紙質を撰び製本上調致し候へば船舶に對して御備付御使用めらんことを備に希望す

形大 航泊日誌

クロス金文字入 正價壹圓廿錢

日誌は船内常備の必要品にして日々忽率の際之を取扱ふものなれば記入方法の利便を測り紙質製本印刷に入念製造しあれば他品と比較の上當店發行の分御使用被成下度候也

形中 航泊日誌

クロス上製 正價壹圓

本日誌は大形日誌使用の際不便を感せざる機同日誌を縮少して發行せしものに付小形船用としては價格等に於て最便利と考へられ候

形大 機關日誌

クロス金文字入 正價壹圓廿錢

同欄の航海日誌に對して機關室日誌を發行仕り製本堅固印刷美觀紙質善良に相仕立て候へば航海日誌同様機關士諸君の一顧を煩し度候

形中 機關日誌

クロス上製 正價壹圓

此日誌も又大形日誌を縮少せしものにて有之候間小形船用に専門使用する様調製有之候間御使用を乞ふ

改正 航海碇泊略日誌

正價 五拾錢

此日誌は小形汽船及帆船用として日常記載すべき必要の事項のろを採萃調製し有之從前以外的好评を受けたるものにて有候間本店發行の章紙く御見止め買求を乞ふ

新大形 英文入 航海日誌

正價 參拾五錢

右は今般書店に於て大形汽船用として英文入として新版發行仕候間御買求の上御購願を乞ふ

官用 航海日誌

中形 貳拾錢

屬具目錄

大形 貳拾錢
小形 拾錢

海員名簿

大形 貳拾錢
小形 拾錢

右の三種は法令により必要の官用品に付各紙質、製本相撰び候へば船舶に應じて御備付御使用希上候

那氏自差表

壹枚 七錢

ナビヤ氏自差表は本館航海非常の利便あること既に御承知の事有之候本堂主人自ら精確に製圖し紙質を撰み印刷せしものなれば日常御使用及受贈務古用とし御用亦あらんを

海上衝突 豫防法 適用の歌

壹冊 拾五錢

本書は海上衝突豫防法を通俗なる歌にものしたるものゆゑ海員諸君の毎に御うたひあつて知らすく同法を記憶あれ

教科書 羅盤圖解

壹枚 拾五錢

中山海士學館教科用としてコンパスの度分及點を詳細に記し鳥ノ子紙を以て印刷有之候間御買求めを乞ふ

海士學館編

同 海圖々式註解

總銅石版 壹冊 參拾錢

右は海圖上の諸符及海底符等を美麗なる銅石版にて印刷したるものなれば一目海上の智識を増進すべし

中山海士事館編纂

海圖練習問答

正價 參拾錢

海圖取扱法及使用、測量の方法を詳細に
解明したるものなり

海軍官野々村雅言君閱 船長堀田金吾著

船員必携海上衝突豫防法應用問答

正價 五拾錢

本書は海上衝突豫防法を詳細解説を加へ
實地受驗の問題を以てし加ふるに鮮明な
る圖書を以て説明す初學者は一讀以て其
奥に入り讀者は無比の參考書なるべし

海軍官野村雅言君閱 船長堀田金吾著

改萬國船舶信號使用問答

戰事必要信號沿革
正價 參拾五錢

信號は船内必要の事項にして此法明かな
らざれば航運上の不便如何ばかりぞや此
書實地用として又受驗用として一讀の價
値あるものなり

元海軍官岩田鐵太郎著

船用機關日誌記事案内

クロム上製 正價 五拾五錢

本書は船用機關日誌の記事及機關の出來
事及應急修理、處置法を委敷解明したれ
ば機關士諸君是非一讀あらんとを

堀田金城先生新著廣告

新案 海陸 はかき用文

新製美本 定價 拾五錢

従來幾多のがき用文ありと雖も海國民
としては未だ本書の外あらざるなり今や
新刻成る一本を備へられんとす

帝國 海陸 用文五千題

極美本 定價 參拾五錢

本書は完全なる用文書を頭はさん爲め金
堀先生他年の心血を注ぎて今や印刷に付
せり本書の價値の如きは今茲に費せざる
なり實地一覽を乞ふ

帝國 海陸 用文大全

石版表紙極美本 定價 貳拾五錢

本書は海陸用の用文を集め頭書には海陸
いろは引、漢語集、海陸地名表、師團聯隊
所在地等を委く記載したれば幸に一讀の
左右の寶となし玉へ

七体いろは

附 英語早學び

極美本 壹冊 定價 拾五錢

明治新撰の七体いろは及び英語の四体、
假名、綴り方、英語片假名等を新編鮮明に
印刷したる良書なり

